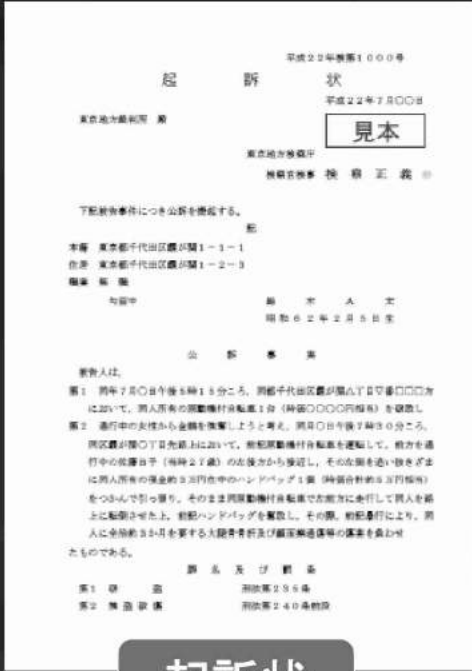


処分

鈴木A太 → 起訴 罪名: 強盗致傷・窃盗

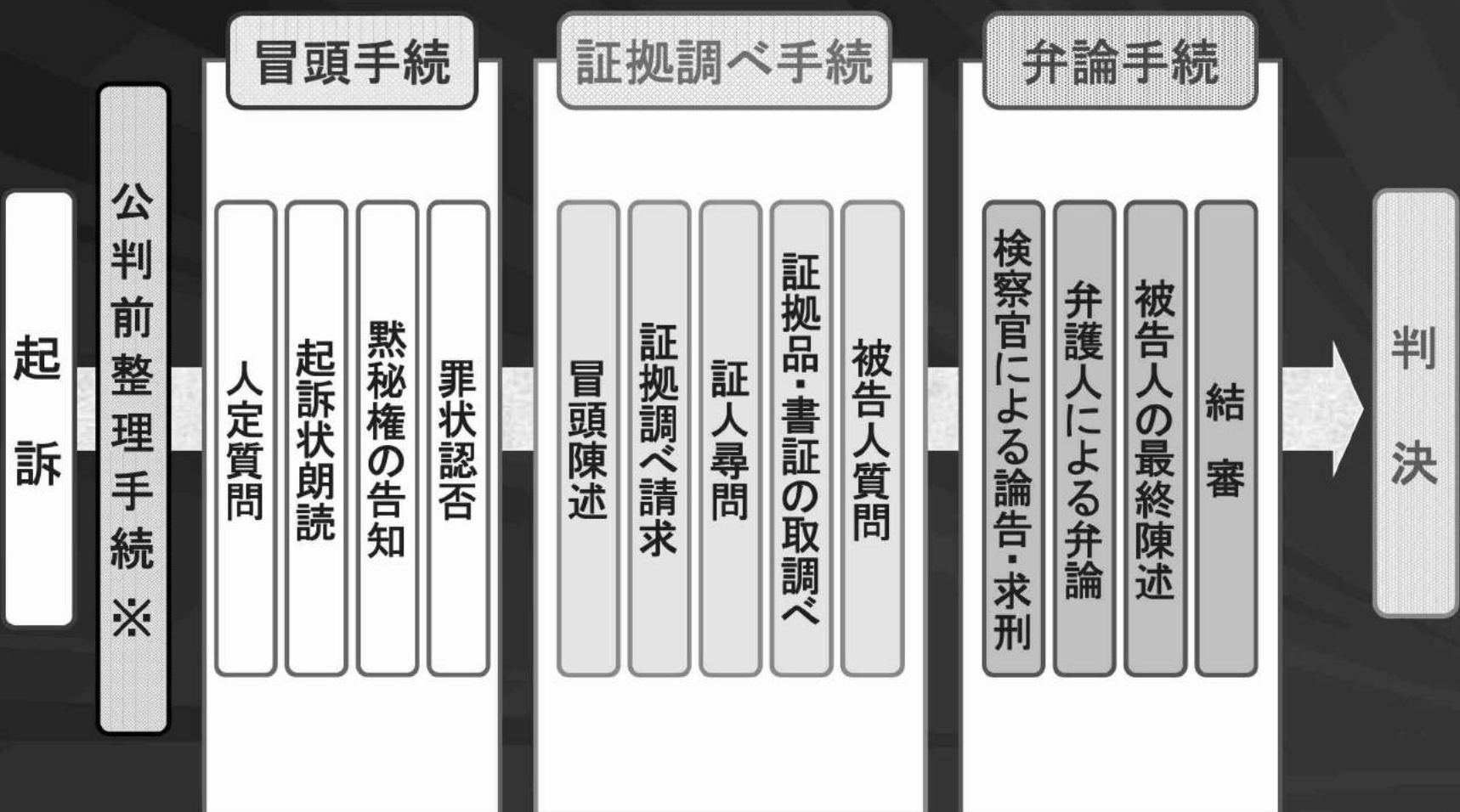
～考慮したこと～



起訴状

- ・犯行動機・原因 → 無職, 遊ぶ金欲しさ
- ・犯行態様(計画性・手段・方法・危険性等) → 計画的, バイクで歩行者を狙い, 非常に危険
- ・被害の結果 → 加療約3か月の大怪我
- ・被害感情の程度 → 処罰感情が強い
- ・前科や余罪の有無 → 余罪あり(本件バイクの窃盗)
- ・反省の有無 → 反省している など

刑事裁判の流れ



※ 裁判員裁判対象事件, 争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に実施

裁判員裁判 国民が裁判に参加する制度

裁判員6名

くじで選ばれる

裁判官3名と一緒に、有罪か無罪か、

有罪ならどんな刑にするかを決める

裁判員裁判

- 一般国民が刑事裁判に参加する
 - 国民の視点・感覚が反映される
 - 司法に対する国民の理解や信頼が深まる
- 集中して審理を行う
 - 裁判にかかる日数は平均3～4日間
- 一定の重大な犯罪が対象となる
 - 殺人・強盗致死傷、
傷害致死 など



冒頭手続・冒頭陳述

冒頭手続

人定質問



起訴状朗読



冒頭陳述



証拠調べ手続

検察官



検察官は、
収集した証拠に基づき立証する
分かりやすく、迅速で、的確な立証

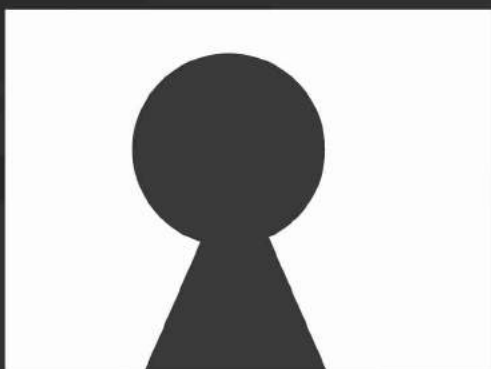
書証の取調べ・証人尋問

甲1号証は、被害届です。○
月○日午後7時半頃、被害が
あったことを立証します。
甲2号証は・・・

検察官



証人尋問



午後7時半頃、あなたは
どこにいましたか。

私は、その頃、～町の住宅街
を歩いていました。

被告人質問



被告人

反省しています。
もう二度と過ちは犯しません。

被害弁償は済んで
いるのですか？

治療費の弁償は
済んでいます。



弁護人

裁判員



被告人は本当に
反省しているの
だろうか？

被害者の意見陳述



被害者

本当につらい思いをしました。
事件の影響はあまりにも大き
いです。

この事件の被害は
本当に大きかった
のだな・・・

被告人を厳しく処罰してくだ
さい！



裁判員

論告・求刑

論告 → 証拠調べが終わった後、検察官が事実及び法律の適用について意見を陳述すること

検察官が裁判所に対してする最終的な意見の陳述

- 公訴事実の認定
- 情状
- 求刑



鈴木A太の場合 求刑・・・懲役6年

評議・評決

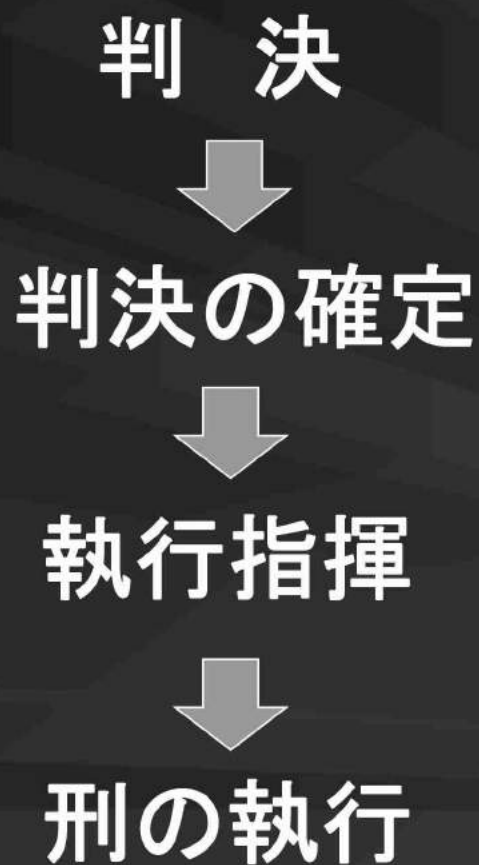
① どうやって判決を決めるの？



有罪？ 無罪？ 懲役何年？ 執行猶予は？

裁判員と裁判官が一緒に話し合っ

判決, 刑の執行



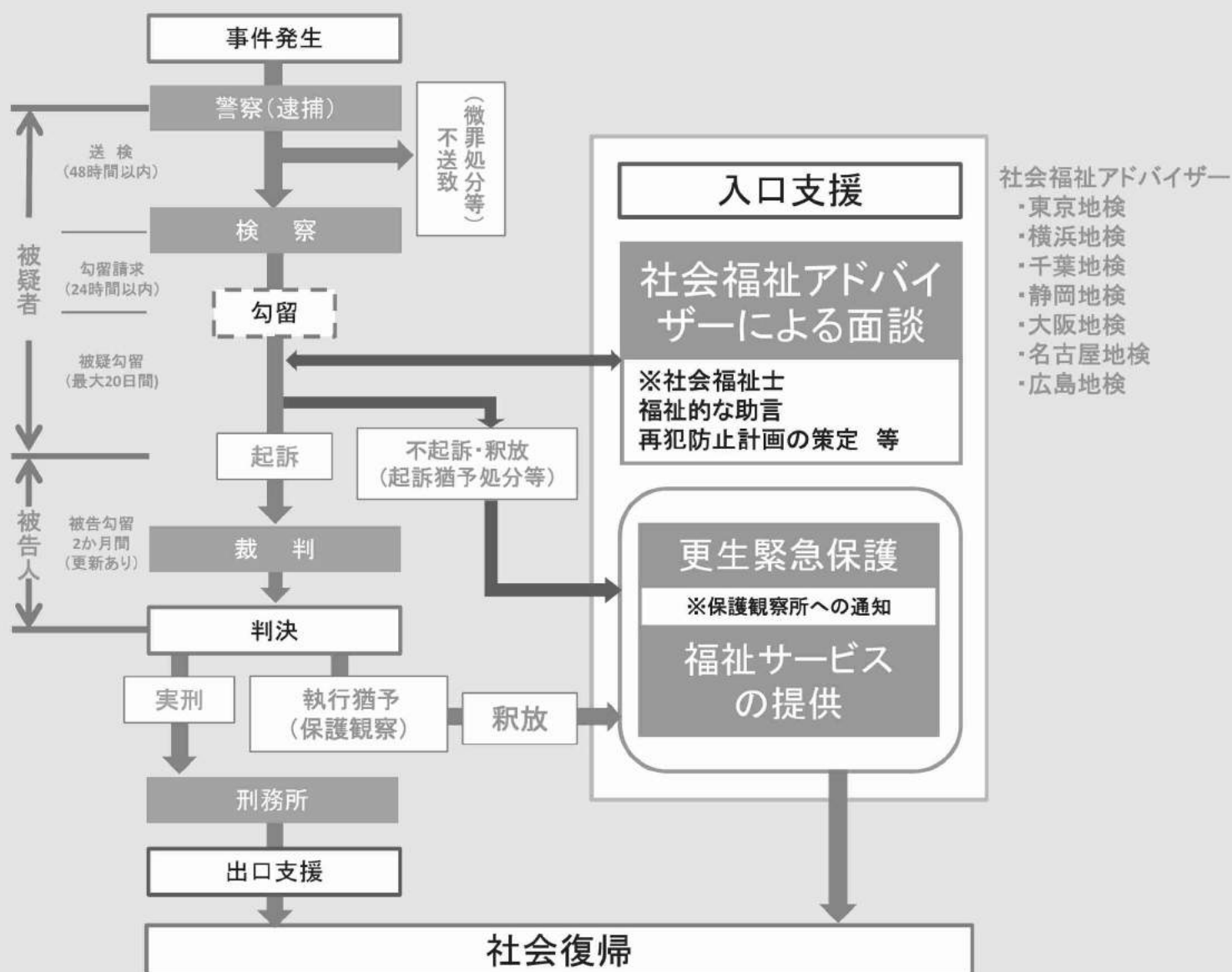
鈴木A太の場合

判決 懲役4年

実刑

刑務所

検察における社会復帰支援の取組について



終わり



盛岡地方検察庁広報キャラクター 石割さくらこ

基礎講座4 「更生保護」 保護観察所

しものひろふみ

下野博史 氏（盛岡保護観察所統括保護観察官）

プロフィール

平成10年4月 北海道地方更生保護委員会採用（総務課、審査課）
法務事務官

平成13年4月 釧路保護観察所（観察課）保護観察官

平成16年4月 釧路地方法務局（登記部門）法務省内人事交流

平成18年4月 盛岡保護観察所（処遇部門、企画調整課）保護観察官、
会計係長

平成28年4月 東北地方更生保護委員会（審査部門）保護観察官

平成29年4月 盛岡保護観察所（処遇部門）統括保護観察官

保護観察制度

盛岡保護観察所

統括保護観察官 下野博史

現行の刑罰

どのような行為が犯罪であり、それに対してどのような刑罰が科せられるか、あらかじめ法律で定めてある
(罪刑法定主義)



「悪い人だから」ということで刑期が延びたりすることはない



つまり…刑期を終えた人は社会に戻ってくる



しかし… 社会に戻ったとしても、犯罪を繰り返しては意味がない

19世紀後半、罪を犯した者が立ち直るためには、
再犯を防ぐための教育や支援が重要であるという考え方が生まれた。

更生保護の源流

明治21年，静岡県に，川村矯一郎等とともに出獄人保護会社を設立。



金原 明善

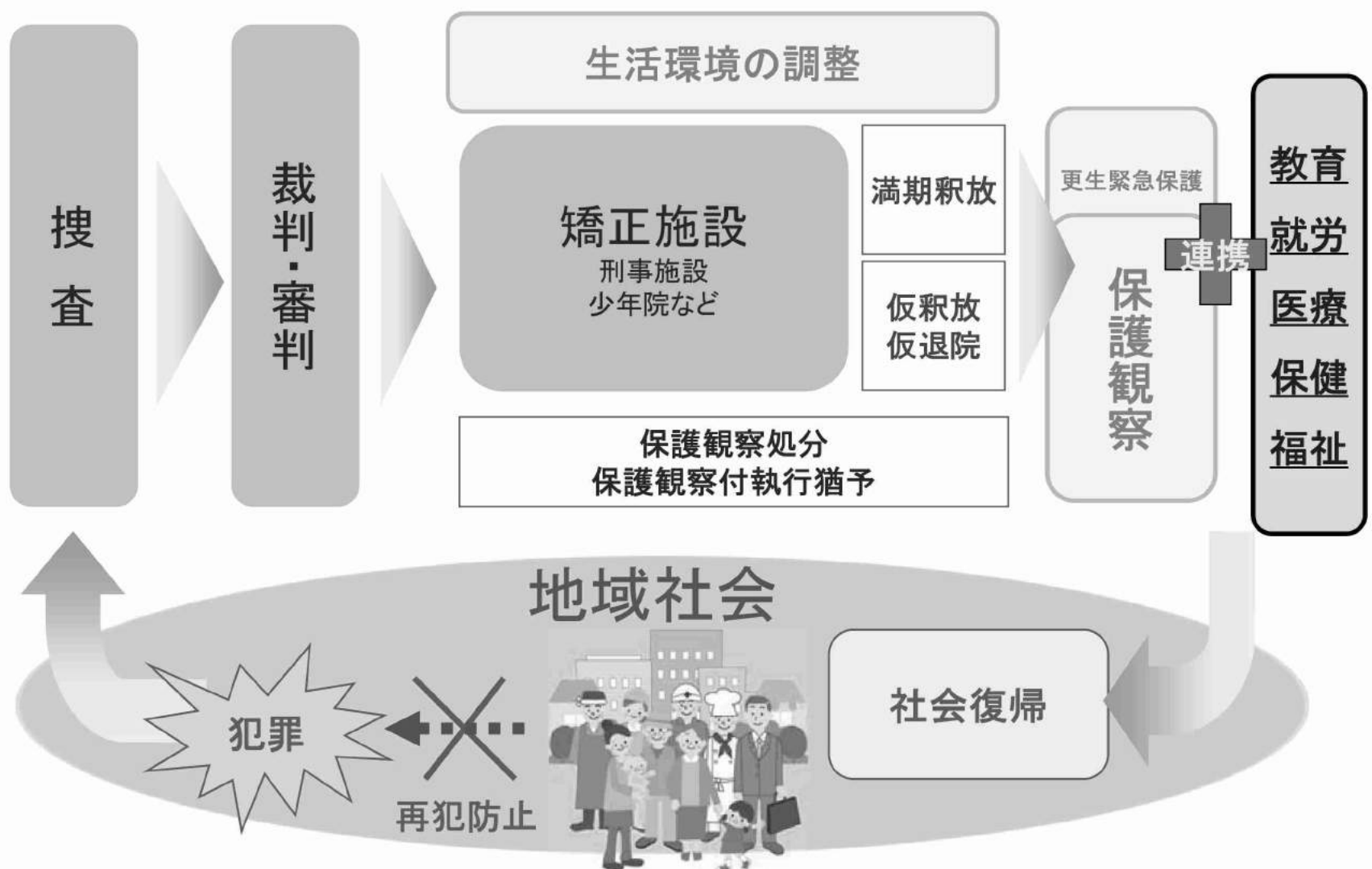
出獄人保護会社は，現在の更生保護

施設の先駆であるとともに，全県下に

1,700名を超える保護委員を委嘱

するなど保護司制度の先駆ともいえる。

更生保護～刑事政策における再犯防止のかなめ



仮釈放制度

刑務所に収容されている人を、刑期の満了前に仮に釈放して更生の機会を与えることにより、円滑な社会復帰ができるようにすることを目的とした制度

残りの刑期は保護観察を受けなければならない



(仮釈放の審理)

- 改悛の状があること
- 法律に定められた期間が経過していること

有期刑: 刑期の3分の1
無期刑: 10年

地方更生保護委員会の委員の面接
3人の委員による評議



仮釈放を許す旨の決定

- 悔悟の情があるか
- 改善更生の意欲があるか
- 再犯のおそれがないか
- 保護観察に付することが改善更生のために相当か
- 社会感情が是認するか

更生緊急保護

刑事上の手続き又は、保護処分による身体の拘束を解かれた者を対象として、本人の申出により緊急に保護を実施すること。

例えば、刑務所満期釈放者や、起訴猶予となった者、執行猶予刑、罰金刑を言い渡された者が、身柄拘束を解かれた場合、身体拘束を解かれた日から6か月を越えない範囲(特に必要と認められれば更に6か月延長)で実施する。

更生保護法(平19年法律第88号)

(目的) 第1条

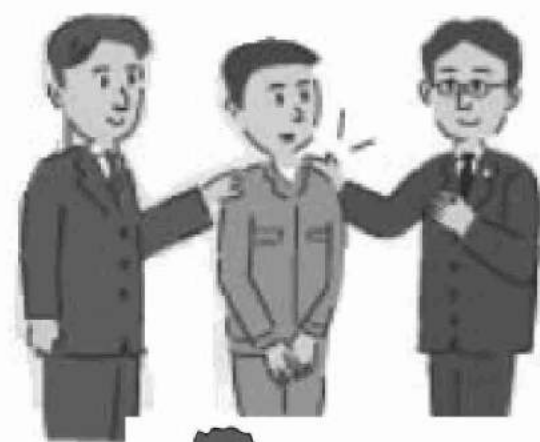
- この法律は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。

7

更生保護の目的

～①再び罪を犯さないよう立ち直りを助ける～

期間中の再犯防止はもちろん、立ち直りを支援することにより、その後も犯罪に手を染めず生きていけることを目的としています。



保護観察を受けている人、刑務所などの施設を出た人も、みなさんと同じように社会の中で暮らしています。



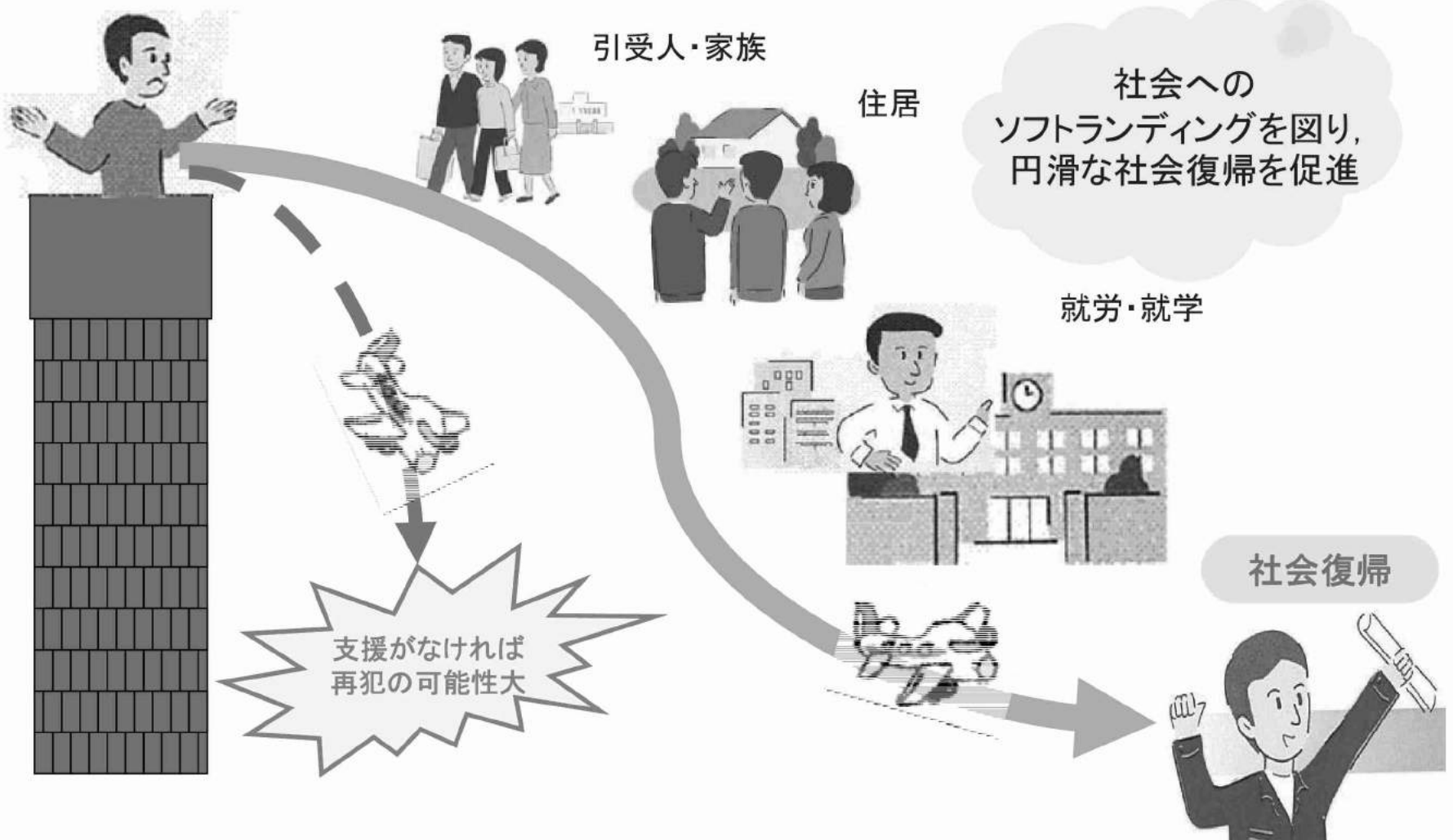
更生保護の目的

～②社会の一員として自立できるよう支援する～



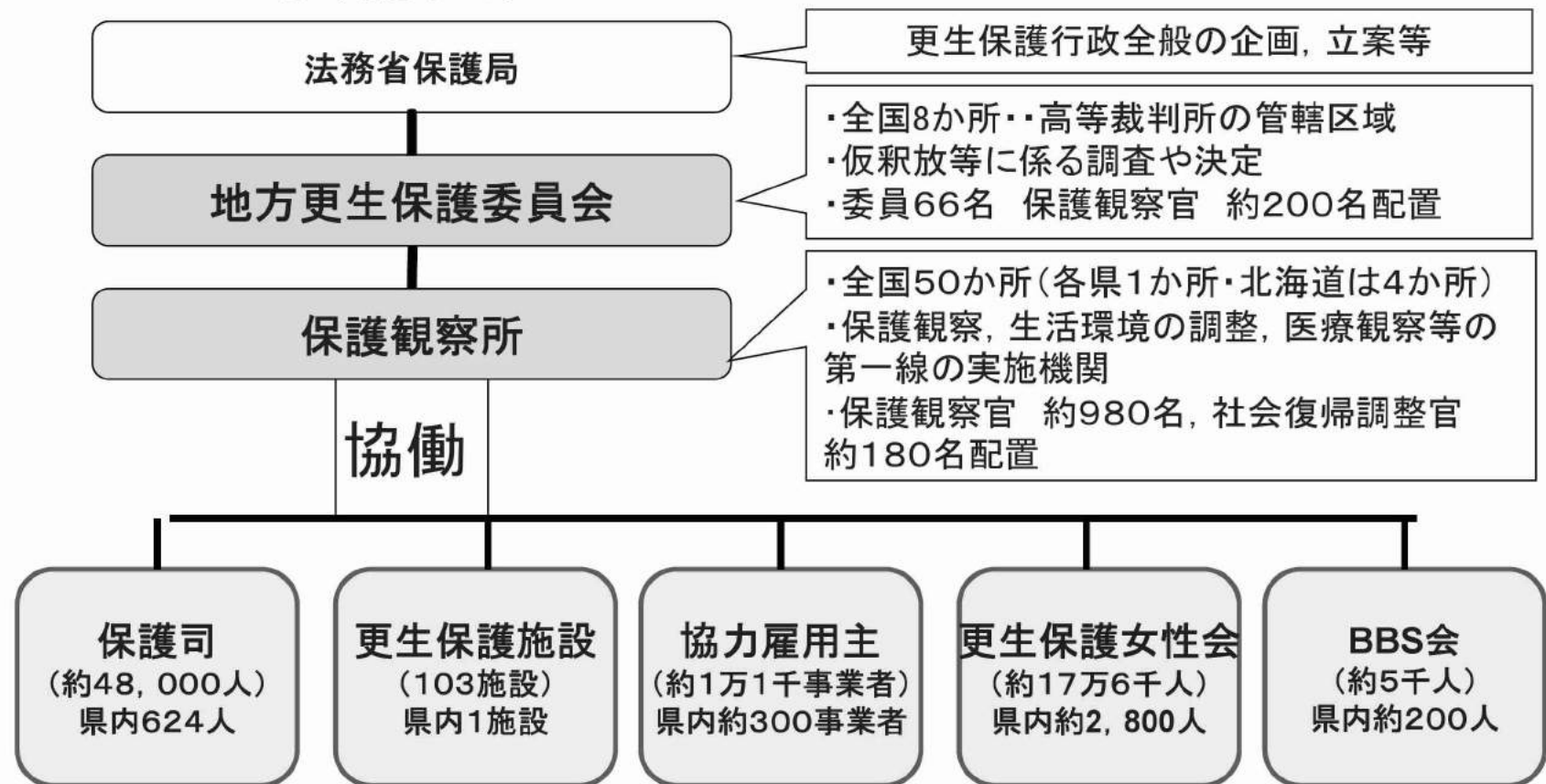
更生保護の目的

～③社会復帰のソフトランディングを図る～



更生保護を担う機関

法務大臣

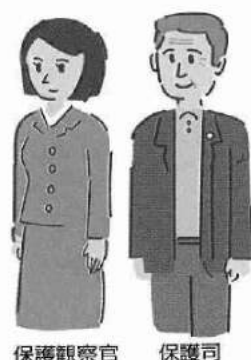


保護観察

犯罪をした人や非行のある少年が更生するように、実社会の中で、国の責任において(保護観察官と保護司が協働して)指導監督・補導援護を行う制度

保護観察官

心理学, 社会学, 教育学, その他更生保護に関する専門知識に基づき, 更生保護に関する事務に従事する国家公務員



保護司

犯罪や非行をした人達の立ち直りを地域で支えているボランティア(法務大臣が委嘱)



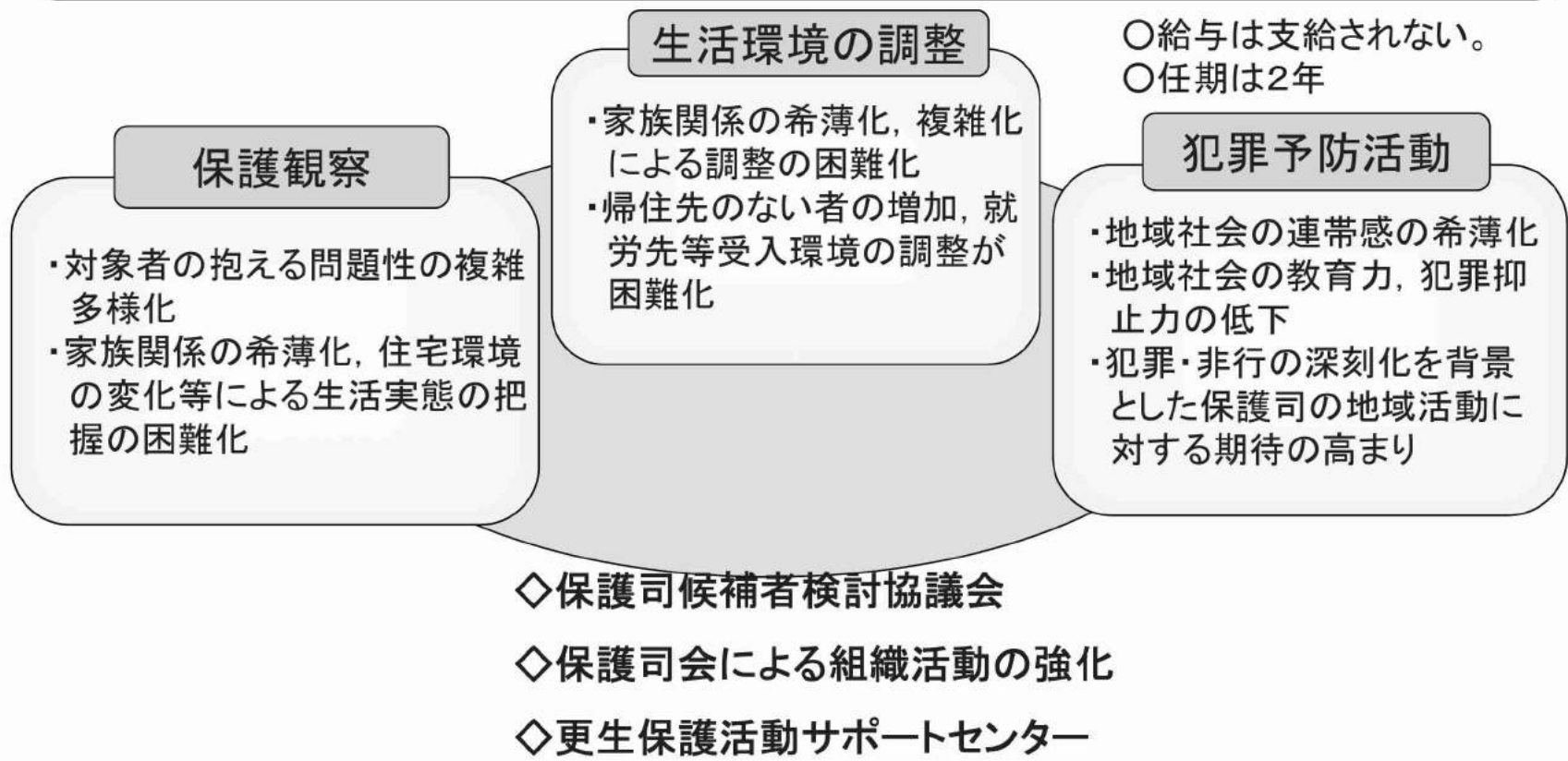
保護観察対象者

- ① 家庭裁判所で保護観察に付された者 (約3万2千人)
- ② 少年院から仮退院を許された者 (約7千人)
- ③ 刑務所から仮釈放を許された者 (約1万8千人)
- ④ 裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された者 (約1万4千人)
- ⑤ 婦人補導院から仮退院を許された者

()は平成28年の年間取扱事件数

保護司（法第32）

法務大臣から委嘱されたボランティア。保護観察官に協力して保護観察，生活環境の調整，犯罪予防活動等を行う。



保護観察の方法

指導監督

- 接触を保ち，行状を把握する
- 遵守事項を守って生活・行動するよう必要な指示等を行う
- 特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇を実施する

補導援護

- 適切な住居等を得られるよう，また同所に住めるよう助ける
- 医療・療養，職業補導・就職，教養訓練を得るよう助ける
- 生活環境の改善・調整，生活指導等を行う

● 遵守事項（保護観察中守るべき約束事）

- 守らない場合には，「仮釈放取消し」等の「不良措置」を取られる可能性がある

（一般遵守事項）

- ・健全な生活態度を保つこと
- ・指導監督を誠実に受けること
- ・面接を受けること
- ・生活の状況を申告すること
- ・保護観察所に届け出た住居に住むこと
- ・転居や旅行をする場合は保護観察所の許可を受けること

（特別遵守事項の例）

- ・薬物再乱用防止プログラムを受けること（その他，性犯罪者処遇・暴力防止・飲酒運転防止プログラム）
- ・就職活動を行い，又は仕事をする
- ・共犯者との交際を絶ち，一切接触しないこと
- ・酒を一切飲まないこと

など

指導監督

(1) 指導監督の方法

① 接触・行状把握

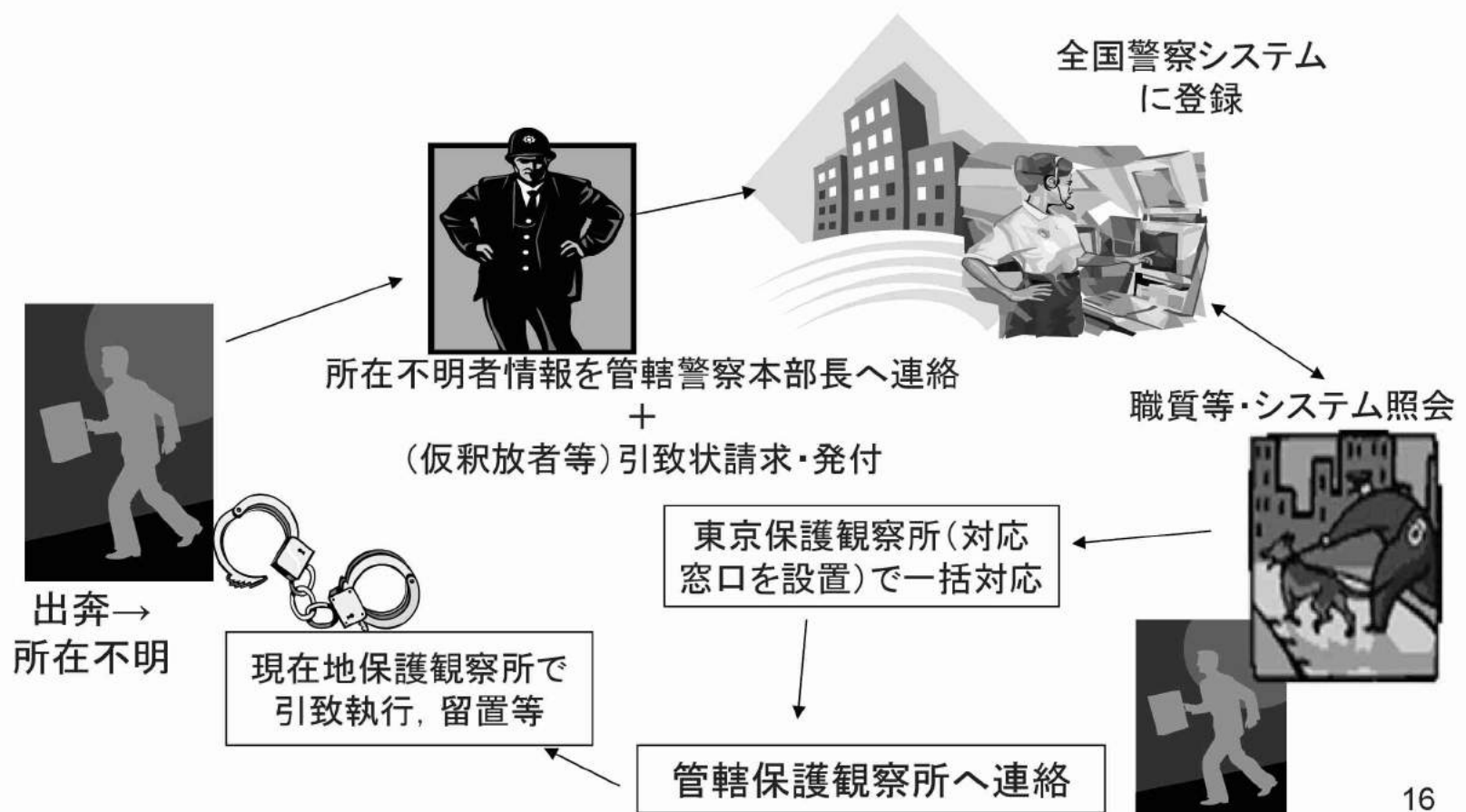
面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握することにより行う(法57 I ①)のが基本。

往訪(自宅訪問)

来訪(保護司宅や保護観察所)

面接回数は、月2~3回

接触が確保されないと...



指導監督

(1) 指導監督の方法

② 指示その他の措置

保護観察対象者が遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に則して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとる。(更生保護法57 I ②)

指導監督

(1) 指導監督の方法

② 指示その他の措置

・遵守事項

一般遵守事項(法50)

全ての対象者が守るもの

特別遵守事項(法51①)

個別に設定するもの

・生活行動指針(法56 I)

遵守事項通知書

年 月 日

殿

東北地方更生保護委員会

あなたが保護観察の期間中遵守すべき事項は、次のとおりです。

一般遵守事項

- 1 再び犯罪をすることがないように、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- 2 次に掲げる事項を守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。
 - イ 保護観察官又は保護司の呼出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。
 - ロ 保護観察官又は保護司から、労働又は通学の状況、収入又は支出の状況、家庭環境、交友関係その他の生活の実態を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。
- 3 仮釈放を許す旨の決定により定められた住居又は転居をすることについて保護観察所の長から許可を受けた住居に居住すること。
- 4 転居又は7日以上の旅旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

特別遵守事項

- 1 就職活動を行い、又は仕事をする事。
- 2 パチンコ店やスロット店に出入りしないこと。
- 3 薬物再乱用防止プログラムを受けること。
- 4 更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと。

誓約

本書に掲げられた遵守事項は、私が保護観察の期間中守らなければならない事項であり、その具体的内容についてもたゞいま説明を受け、よく分かりました。

これらの遵守事項は、善良な社会の一員として自立し、改善更生するために守ることが必要なものであり、これらを守らなかった場合は、矯正施設に収容されることがあることについても説明を受け、理解しました。

私は、今後、本書に掲げられた遵守事項を守り、再び犯罪をすることがないように、又は非行をなくすよう、健全な生活態度を保持することを誓います。

平成 年 月 日

出頭すべき保護観察所：〇〇保護観察所
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

指導監督

(1) 指導監督の方法

③ 専門的処遇

薬物再乱用防止プログラム

性犯罪者処遇プログラム

暴力防止プログラム

飲酒運転防止プログラム

簡易薬物検査

性犯罪者処遇プログラム

対象

仮釈放者，保護観察付一部猶予者又は全部猶予者（男性）のうち，

○本件処分の罪名に，強制わいせつ，強制性交等，準強制わいせつ及び準強制性交等，監護者わいせつ及び強制性交等，強制わいせつ等致死傷，強盗強制性交等及び同致死が含まれる者（未遂を含む） ○本件処分の罪名又は非行名のいかんにかかわらず，犯罪・非行の原因・動機が性的欲求に基づく者（下着盗，住居侵入等）



【内容】

コア・プログラムにおいては，5課程の履修を通じ，性犯罪に関する自己の問題点を理解させ，自己をコントロールできる力を付けさせ，問題行動を回避できるようにさせる。その他，指導強化プログラム及び家族プログラムを実施。

薬物再乱用防止プログラム

対象

ア 薬物法第4条第1項の規定により保護観察に付する旨の言い渡しを受けた者

イ ア以外の対象者のうち，保護観察に付される理由となった犯罪事実中に薬物法第2条2項に規定する罪又は医薬品医療機器法第84条第26号（所持又は使用に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる事実が含まれる仮釈放者，保護観察付一部猶予者又は保護観察付全部猶予者



【内容】

ワークブックに基づき，薬物依存について理解を促し，再び薬物を使用しないための具体的な方法の習得を図るとともに，簡易薬物検出検査を実施し，陰性の結果を出し続けることを目標として断薬意志の維持・強化を図る。

補導援護

(1) 補導援護の意義

自立した生活を営むことができるようになるため，自助の責任を踏まえつつ行う措置。

指導監督が，権力的・監督的側面があるのに対し，補導援護は，援助的・福祉的側面がある。

補導援護

(2) 補導援護の方法

①適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

ex. 改善更生に適した住居に居住するよう助言。
帰住先までの同行。

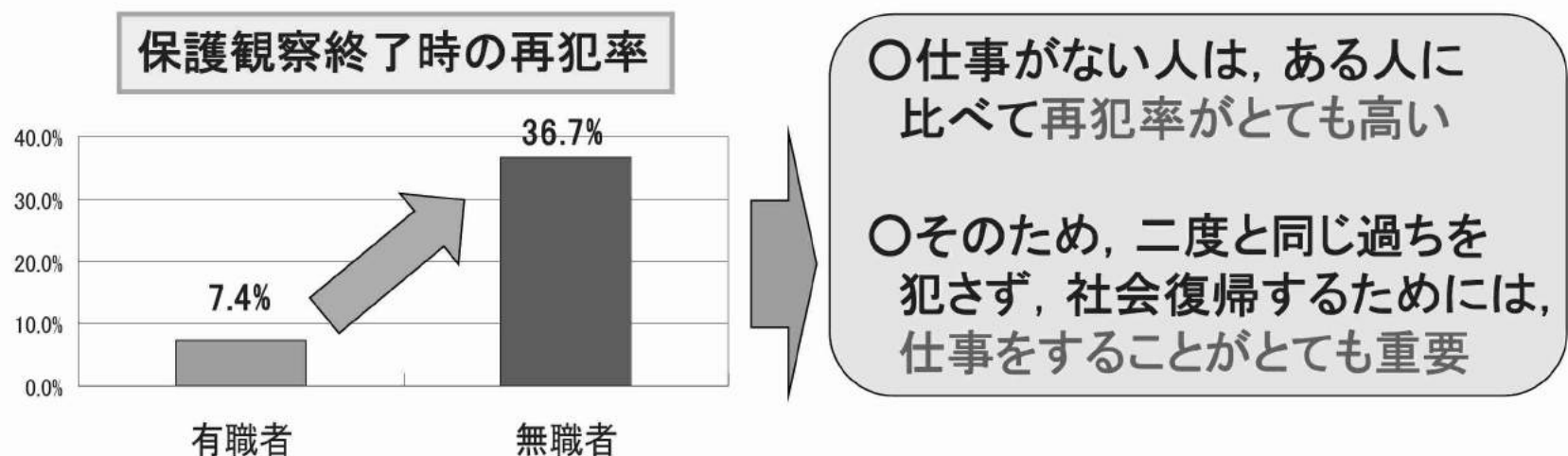
②医療及び療養を受けることを助けること。

ex. 医療機関に関する情報提供。
通院服薬を継続するよう助言。

③職業を補導し、及び就職を助けること。

ex. 就労に関する情報提供。
公共職業安定所の利用を促すこと。

就労支援



保護観察所では、刑務所出所者等が仕事に就けるようサポート

- ハローワークと協力して、職業相談
- 仕事に不安を抱える人などのため、一定期間、試行的に働く「トライアル雇用」や、保証人が必要な人のための「身元保証」など、複数の支援メニュー
- 犯罪前歴を承知の上で雇用する「協力雇用主」に雇用協力依頼

就労支援事業者機構

経済界が主体となって、中央及び地方において、事業者の立場から刑務所出所者等の就労を支援し、もって刑務所出所者等が再び犯罪に陥ることを防止することを目的として最近結成された組織

補導援護

(2) 補導援護の方法

④ 教養訓練の手段を得ることを助けること。

ex. ボランティア活動への参加を促す。

健全な余暇の過ごし方についての助言。

⑤ 生活環境を改善し、及び調整すること。

ex. 家族等の理解及び協力を求める。

⑥ 社会生活に適応させるために必要な生活指導を行うこと。

ex. 断酒会, ダルク, 精神保健福祉センター等の情報提供

⑦ その他保護観察対象者が健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとること。

ex. 適切な金銭管理の助言, 法律相談等の紹介。

更生保護施設への補導援護の委託

更生保護施設

犯罪や非行をした人のうち、住むところのない人が、一時的に生活し、自立のために、仕事を探したり、生活指導を受けたりする民間の施設。国の委託に基づいて宿泊・食事の供与、補導援護を実施。



更生保護施設の外観



地域との交流や清掃活動



居室の例

自立準備ホームへの委託

帰るべき場所のない方の一時的な住居。

ホームレス支援団体、ダルクなど別の本来業務を持つ民間団体を自立準備ホームとして登録。

国の委託に基づいて宿泊・食事の供与，自立準備のための支援を行う。

社会貢献活動

! Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の役に立つ活動を行わせることにより、

自己有用感・規範意識・社会性の向上を促し、改善更生・再犯防止を図るもの。

特別遵守事項の義務付け可能

対象

◎例えば、次のような者を想定

社会性に乏しい者

反社会的な価値観を有している少年・若年成人

規範意識に乏しく軽微な犯罪を繰り返す者

ねらい

「自己有用感」の向上

貢献活動の結果、地域の人から感謝されることなどを通じ、自己有用感を高め、改善更生を促す。

「規範意識」の向上

集団で一定の目標に向かって活動することを通じ、ルールを守る意識を高める。

「社会性」の向上

活動中のボランティア等とのコミュニケーションを通じ、社会の一員としての意識を高め、社会性を高める。

内容・形態

◎ 地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動

◎ 複数回実施

(活動のイメージ)

ありがとう。

ゴミを捨てちゃダメだよ。

福祉施設での介護補助活動

公共の場所での環境美化活動

活動先職員・更生保護女性会・BBS等による協力

保護観察官・保護司による指導

再犯防止・改善更生

～犯罪被害者の方々への支援～

更生保護は、被害者支援も行っています。

相談・支援

専任の担当者が被害者の方々の不安や悩みごとの相談に応じています。

通知

加害者の保護観察の状況などを、希望する被害者の方にお知らせしています。

意見聴取

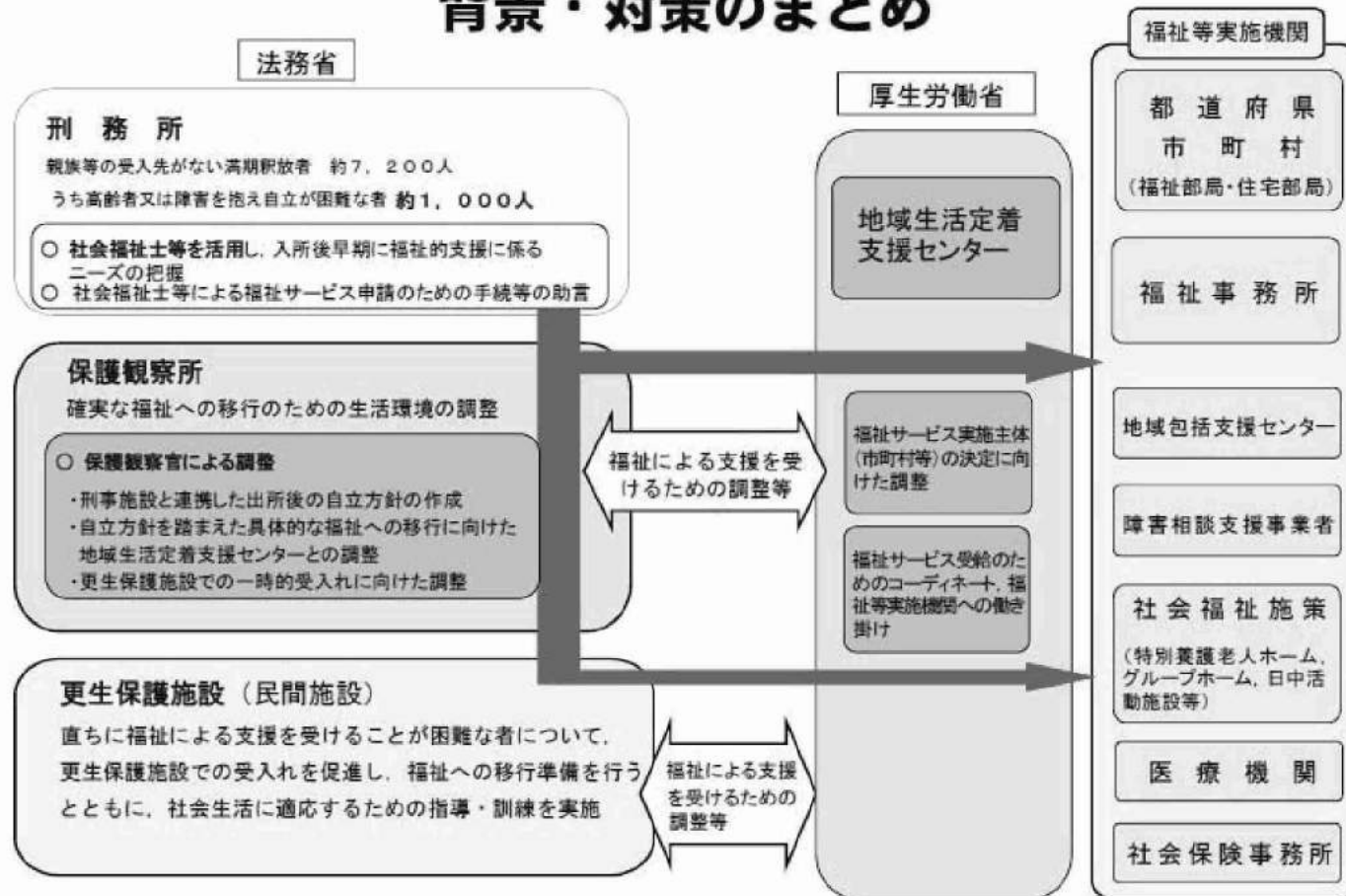
加害者の仮釈放・仮退院について被害者の方の意見をお聴きします。

心情伝達

保護観察中の加害者に被害者の方のお気持ちを伝えていきます。

特別調整

背景・対策のまとめ



「地域生活定着支援事業」を創設(平成21年度)

(平成24年度以降「地域生活定着促進事業」に事業名称等を変更)

「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備(平成24年3月に全都道府県に整備)

※根拠

①H28.3.31 矯正局長, 保護局長連名通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護, 生活環境の調整等について」

②H21.4.1 保護局長通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等に対する処遇の充実等について」

①「特別調整」を開始(平成21年4月)

高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者に対する矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整に係る特別の手続

②「特別処遇」を開始(平成21年4月)

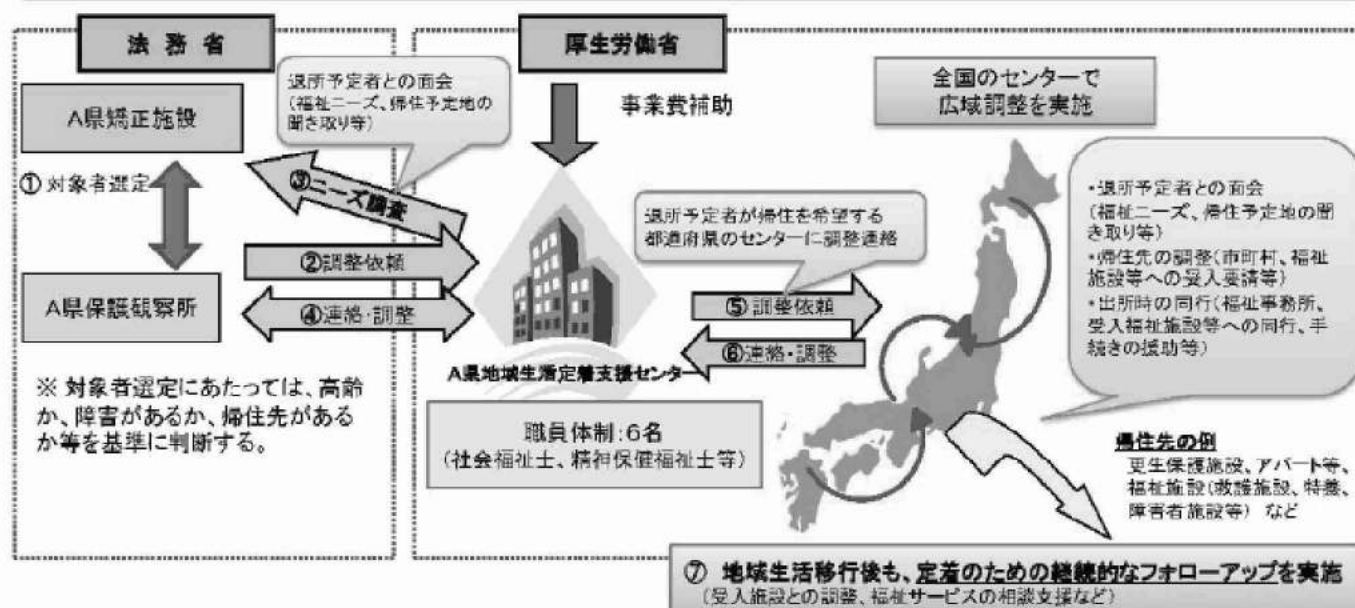
矯正施設出所者等のうち, 適当な住居のない高齢者又は障害を有する者を更生保護施設に一時的に受け入れて指導等を行う特別の手続

※根拠

H21.4.1 法務省矯正局長, 同保護局長, 厚労省社援局長連名通知「刑事施設, 少年院及び保護観察所と地方公共団体, 公共の衛生福祉に関する機関等との連携の確保について」

地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。



地域生活定着支援センターの主な業務

【コーディネート業務】

保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設被収容者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

【フォローアップ業務】

受入れ先施設等のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

【相談支援業務】

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

特別調整とは

<通達上の定義>

矯正施設に収容されている者のうち、高齢であるもの又は障害を有するものであるものであって、かつ、適当な帰住予定地のないものについて、矯正施設の長による保護及び保護観察所の長による生活環境の調整を特別の手続により行うものである。

※通達

H28.3.31 矯正局長・保護局長連名通達「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について」



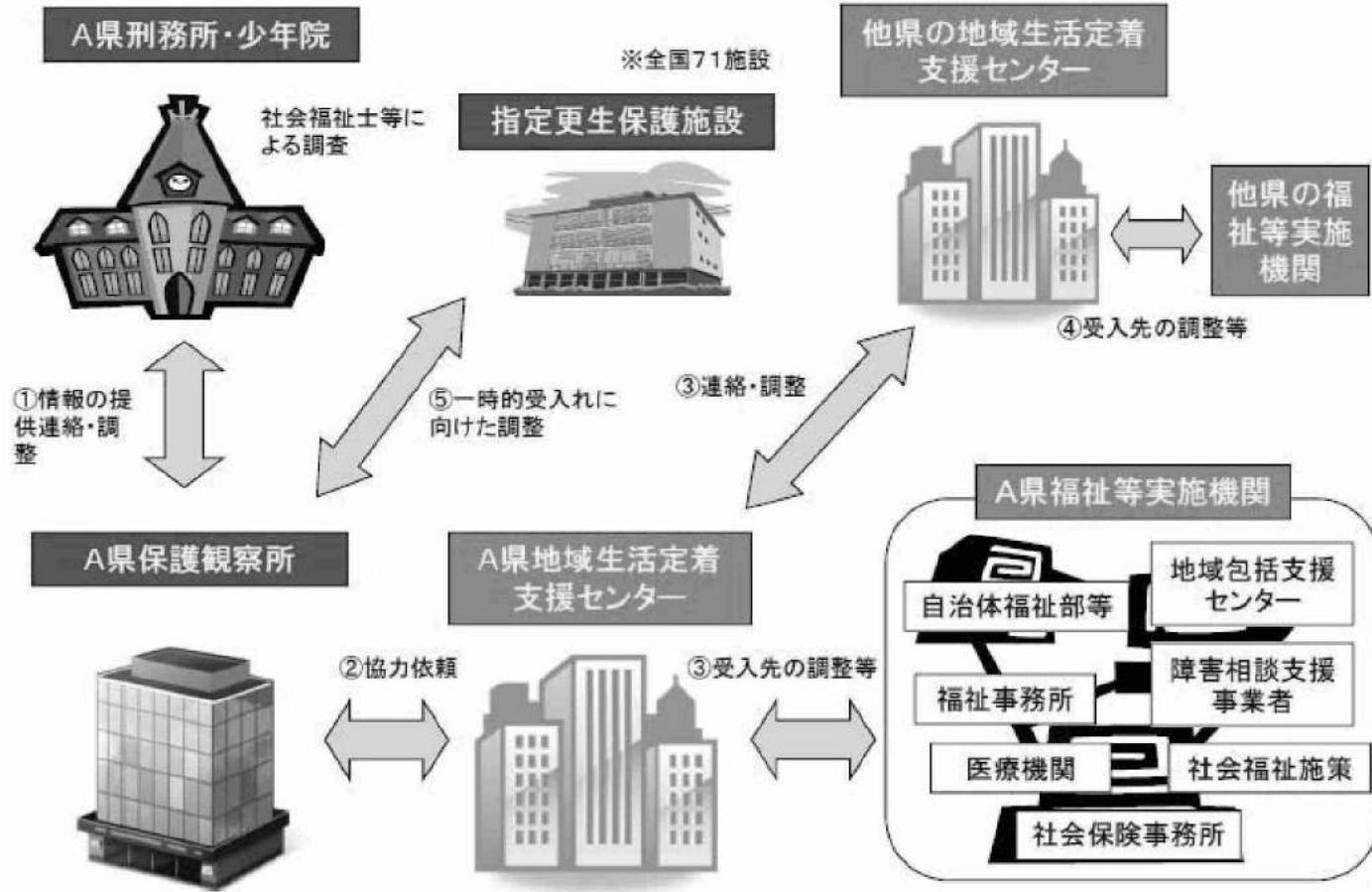
特別調整は、生活環境調整における手続の1つ

特別調整に選定するための要件

以下の1～6の要件を全て満たすもの

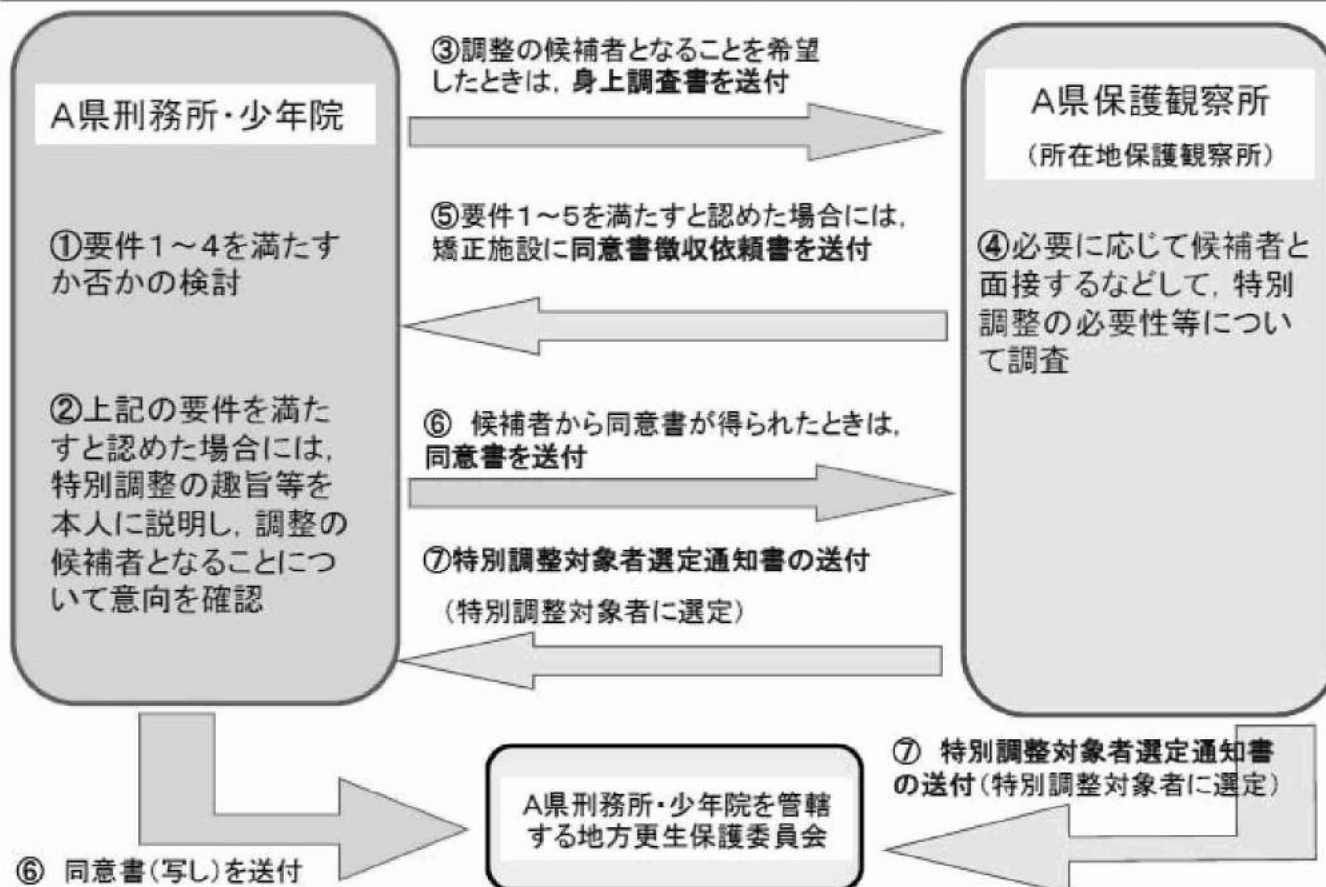
- 1 高齢(おおむね65歳以上)又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報の提供に同意していること

特別調整のイメージ図

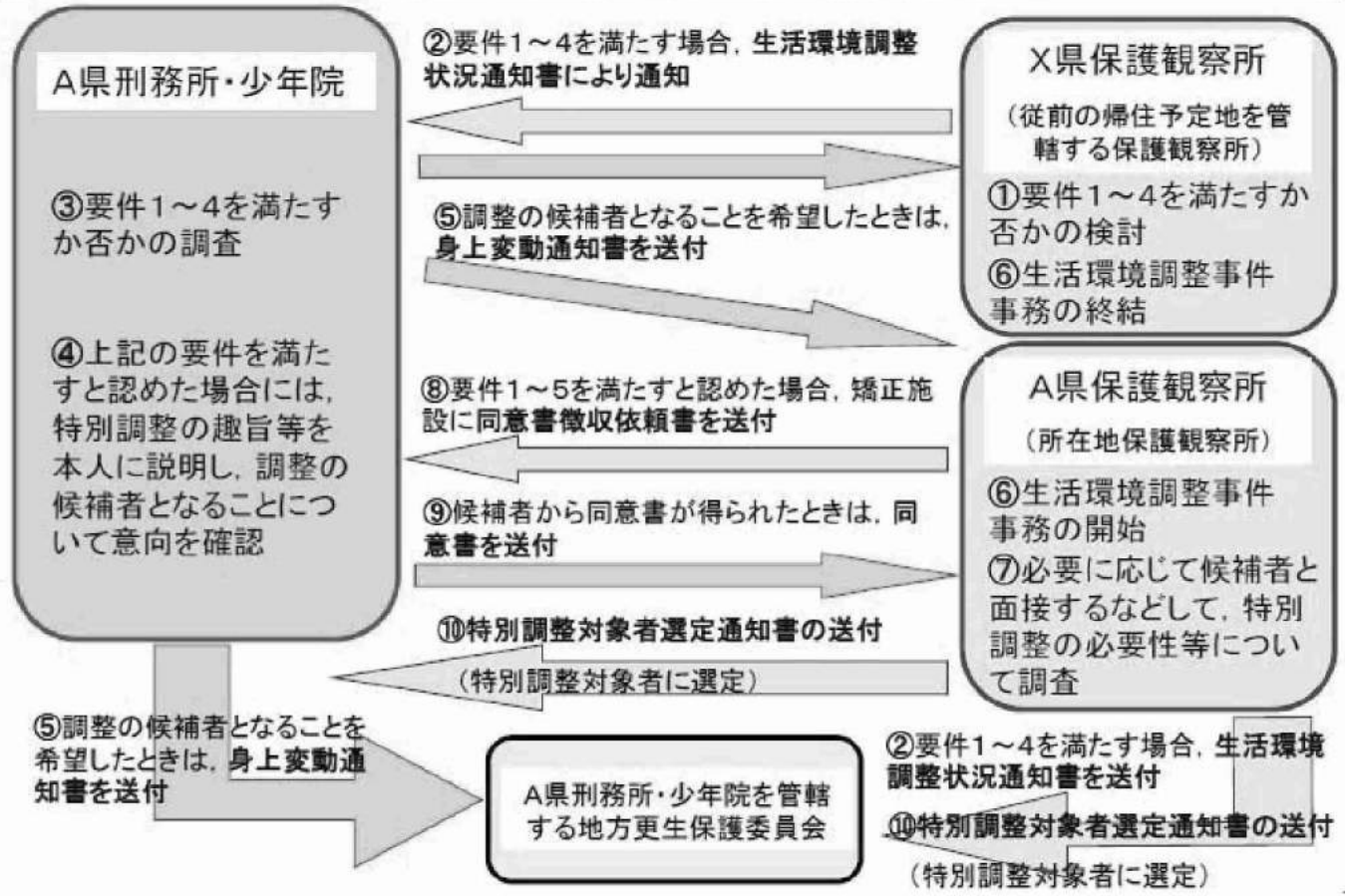


特別調整の対象選定の手続 ①

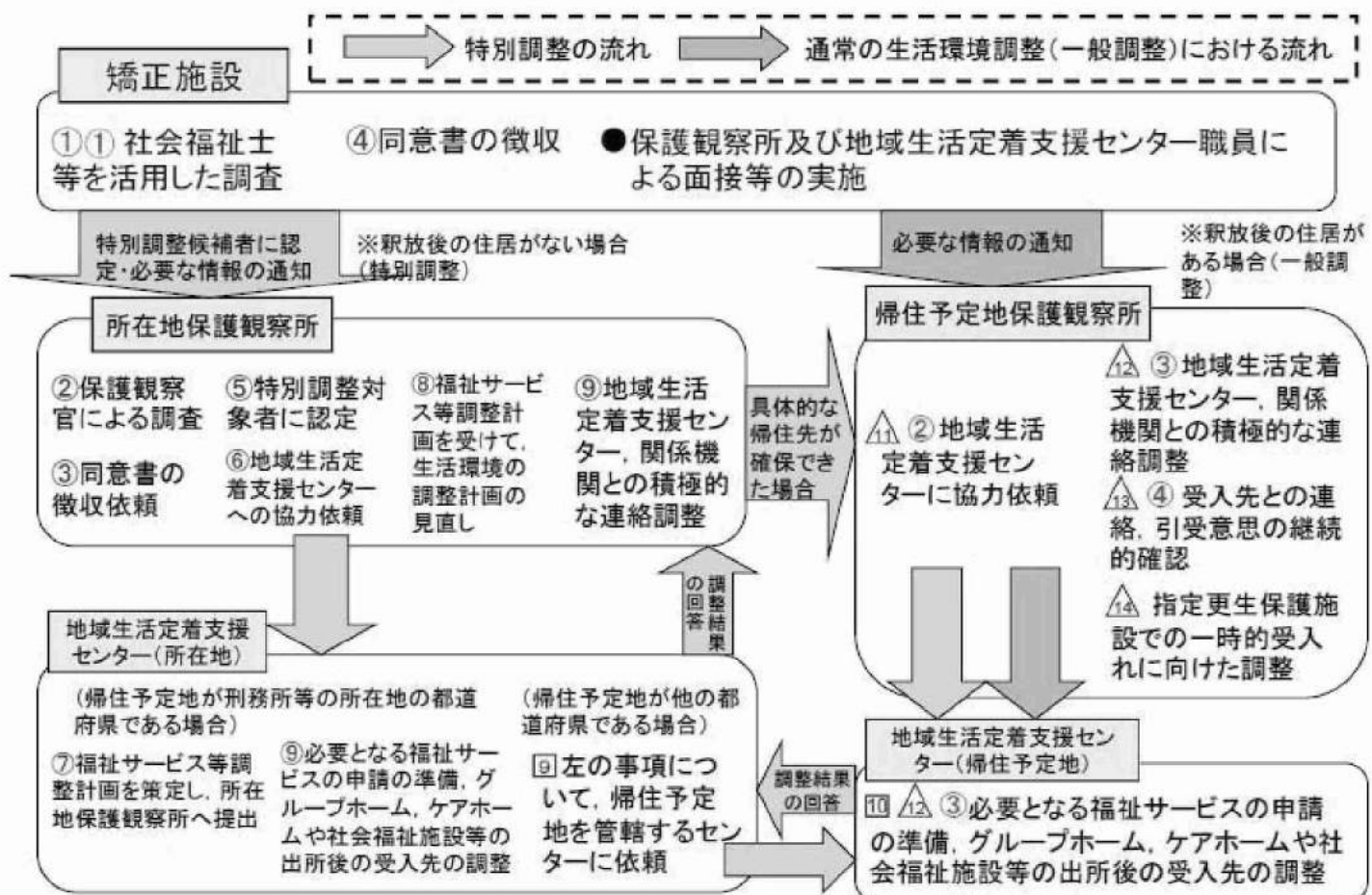
(生活環境調整に係属していない者における選定)



特別調整の対象選定の手続 ② (生活環境調整に係属している者における選定)



特別調整等の流れについて



更生保護施設における一時的な受入れに係る調整

対象

特別調整によって帰住予定地が確保できた特別調整対象者
 (食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴等の日常生活動作を行うに当たって、常時介助を要するものを除く)

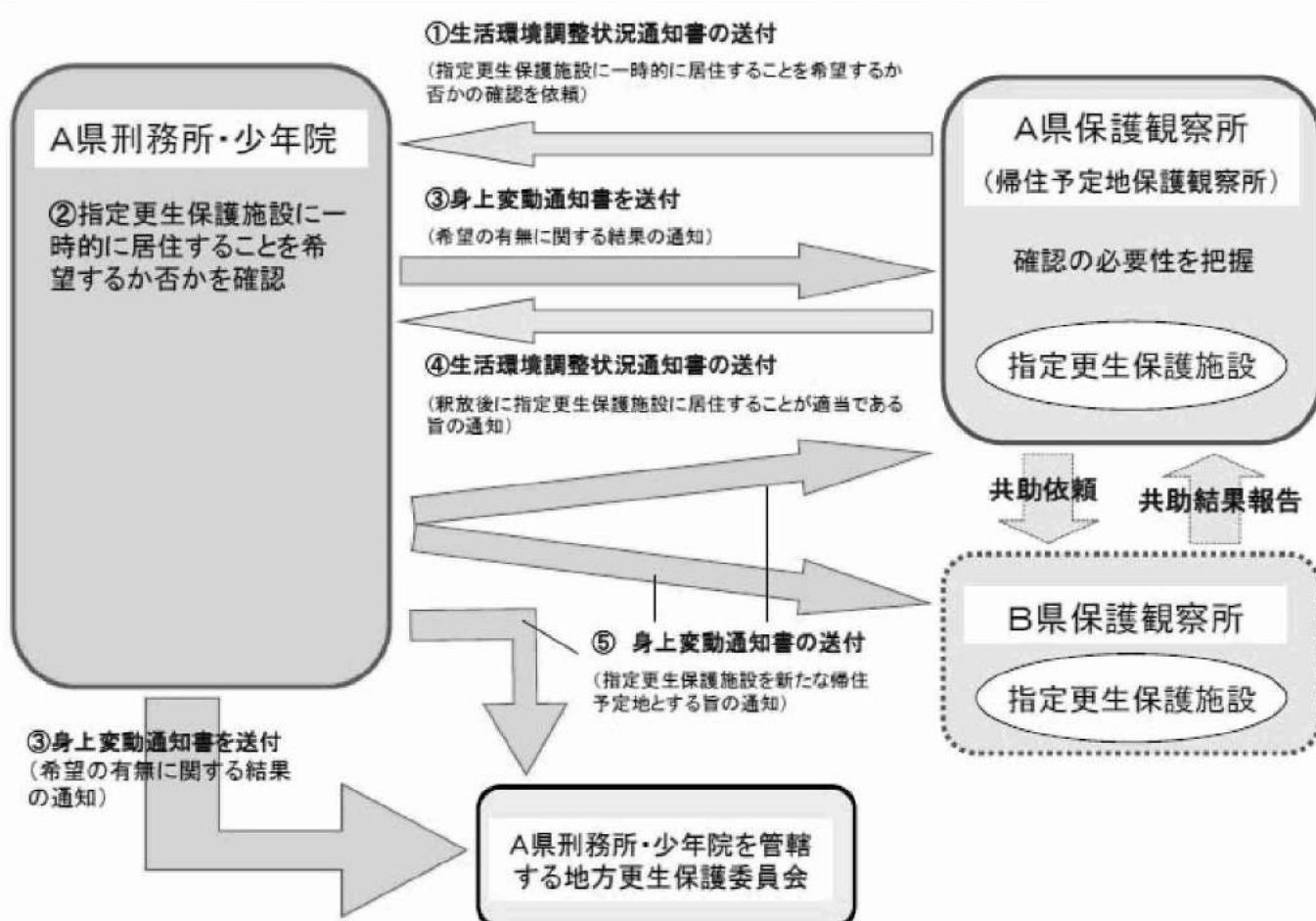
要件

釈放後、直ちには帰住予定地に居住することができないため、更生保護施設におおむね3月以内の適当な期間、一時的に居住することが必要であること

留意点

適当と認める指定更生保護施設が帰住予定地保護観察所の管轄区域外にあるときは、生活環境の調整の**共助**を依頼する。

更生保護施設における一時的な受入れに係る調整



高齢又は障害により社会復帰が困難な者に対する 生活環境の調整を行う上で留意すべき点

- 日頃から、地域生活定着支援センターとの連携を十分に行い、特別調整の対象に係る認識についてのすり合わせを行う。
- 対象者との面接において、本人の希望する地を尊重しつつ、福祉サービス等における各制度による援護等の円滑な実施が見込まれる地における帰住のメリットについても説明を行う。
- 対象者(及び引受人等)との面接における聴き取り、判決書等関係書類の精査、官公庁への照会(戸籍・住民票等の確認も含む)により、生育歴及び収容前の居住地等の把握に努める。
- 医療情報等を得る必要があると認めるときは、対象者を収容している矯正施設に対して、必要な医療情報等の提供の依頼を積極的に行う。

45

特別調整の今後の課題等

- 福祉的ニーズのある者を一人でも多く福祉につなげることができる体制づくり
- 特別調整対象者の選定方法
- 調整期間の確保
- 地域生活定着支援センターとの役割分担
- 仮釈放制度の活用

ご清聴ありがとうございました。



基礎講座5 「定着」 地域生活定着支援センター

いすまるたかし
伊豆丸剛史 氏

(長崎県地域生活定着支援センター所長)

プロフィール

出身 福岡県

資格 社会福祉士

大学卒業後、アート活動（オブジェ制作）を行う。

その後、ヒッチハイクの一人旅を機に『眼に見えるもの（オブジェ）』を築くよりも、『眼には見えないもの（絆）』を築いていくことの美しさに惹かれ、福祉の道を志す。

以後、福岡県において障がい者福祉及び高齢者福祉に従事。

平成21年1月、「社会福祉法人 南高愛隣会」入職。同月より全国に先駆け開設された「長崎県地域生活定着支援センター」において、罪を犯した障がい者・高齢者等に対する支援に従事。

現在、長崎県地域生活定着支援センター所長、
全国地域生活定着支援センター協議会事務局長/政策・実務部会長

長崎定着の10年間の実践を踏まえて

基礎講座（定着）

長崎県地域生活定着支援センター

所長 伊豆丸 剛史



『地域生活定着支援センター』の主な業務

～ 矯正施設（刑務所・少年院）からの “出口支援” ～



刑務所を出所する帰る場所がない「高齢者」や「障がい者」の方が、出所後も生活に困らないでいいように、また犯罪を犯さず安心して生活できるように、受刑中から支援（コーディネート/フォローアップ）を実施。

長崎県地域生活定着支援センターの概要

1. 開設：平成21年1月、全国で初めてモデル的に開設

2. 職員体制：5名

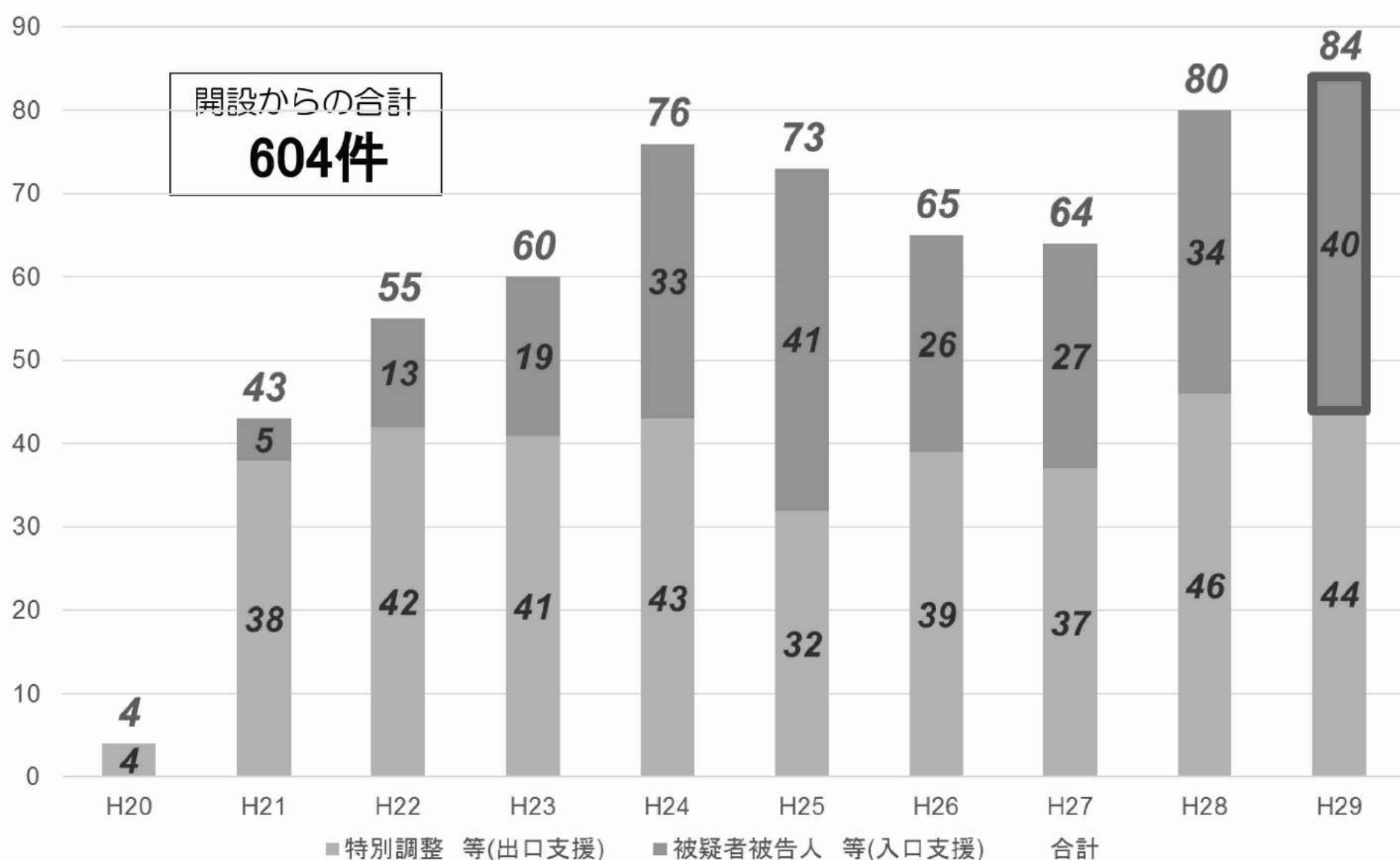
→ 所長：1名（社会福祉士）

→ 相談員：4名（内、社会福祉士2名・精神保健福祉士1名）

3. 所在地：長崎県諫早市福田町357-1（ブルースカイ2階）



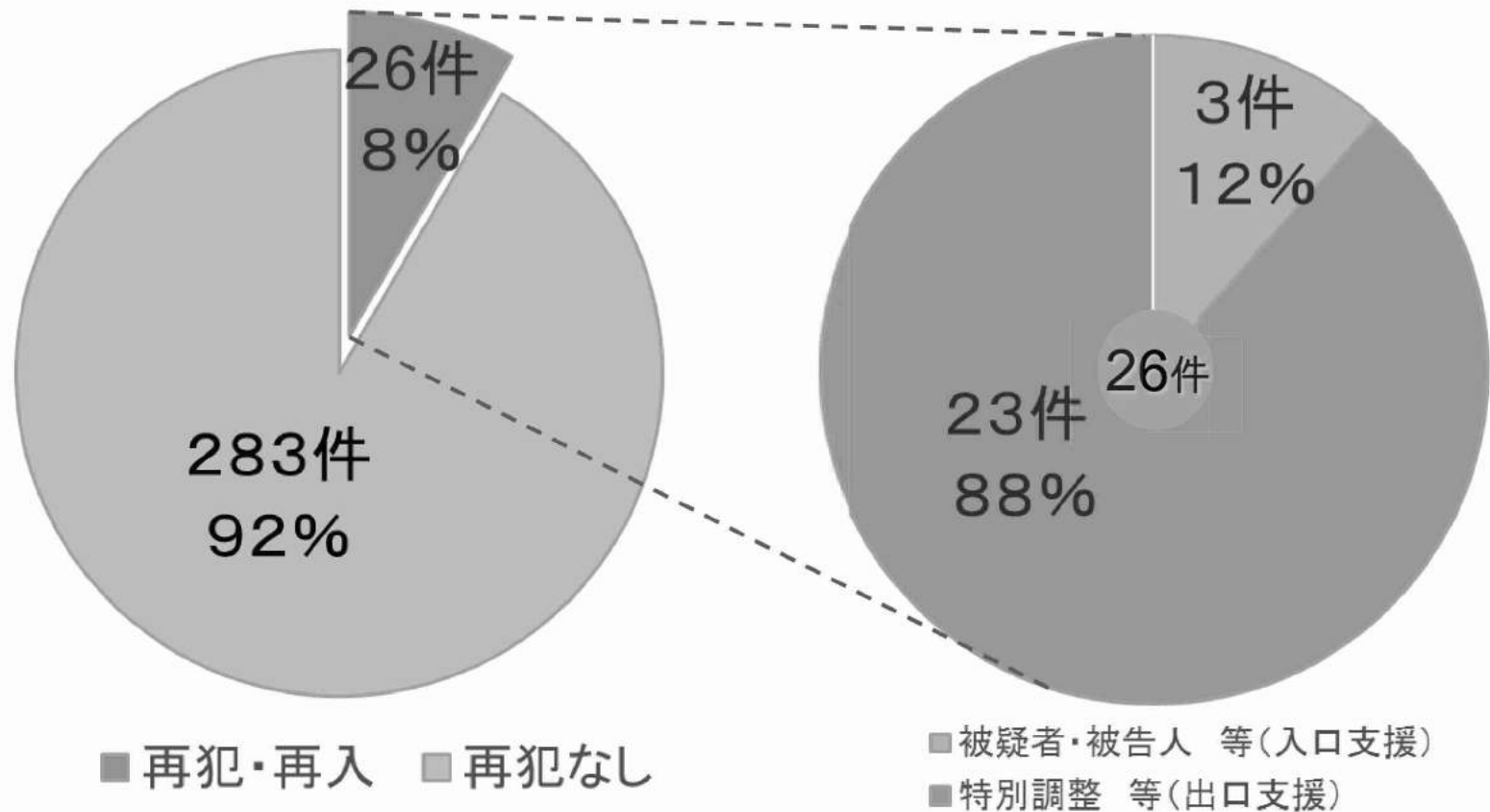
『依頼件数の年次推移（平成30年月末現在）』



長崎県内に移行した後、再犯・再入に至った件数 **26名 / 309名（8%）**

早期介入（被疑者被告人段階）のメリット

→捜査・公判段階に早期介入したケースの方が、出口支援の対象者よりも再犯・再入所者の割合が少ない



『一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会（全定協）』

『全定協』と検索！！



平成27年度に向けた
地域生活定着支援センターに関する要望書
(法務省・厚生労働省)

一般社団法人
全国地域生活定着支援センター協議会
代表理事 田島良昭

「QBlog」を検索！！

なぜ、長崎定着は
“入口支援”に注力してきたのか？”

“実践”から見えてきた

司法と福祉の“狭間”で

置き去りとなっていた社会的弱者



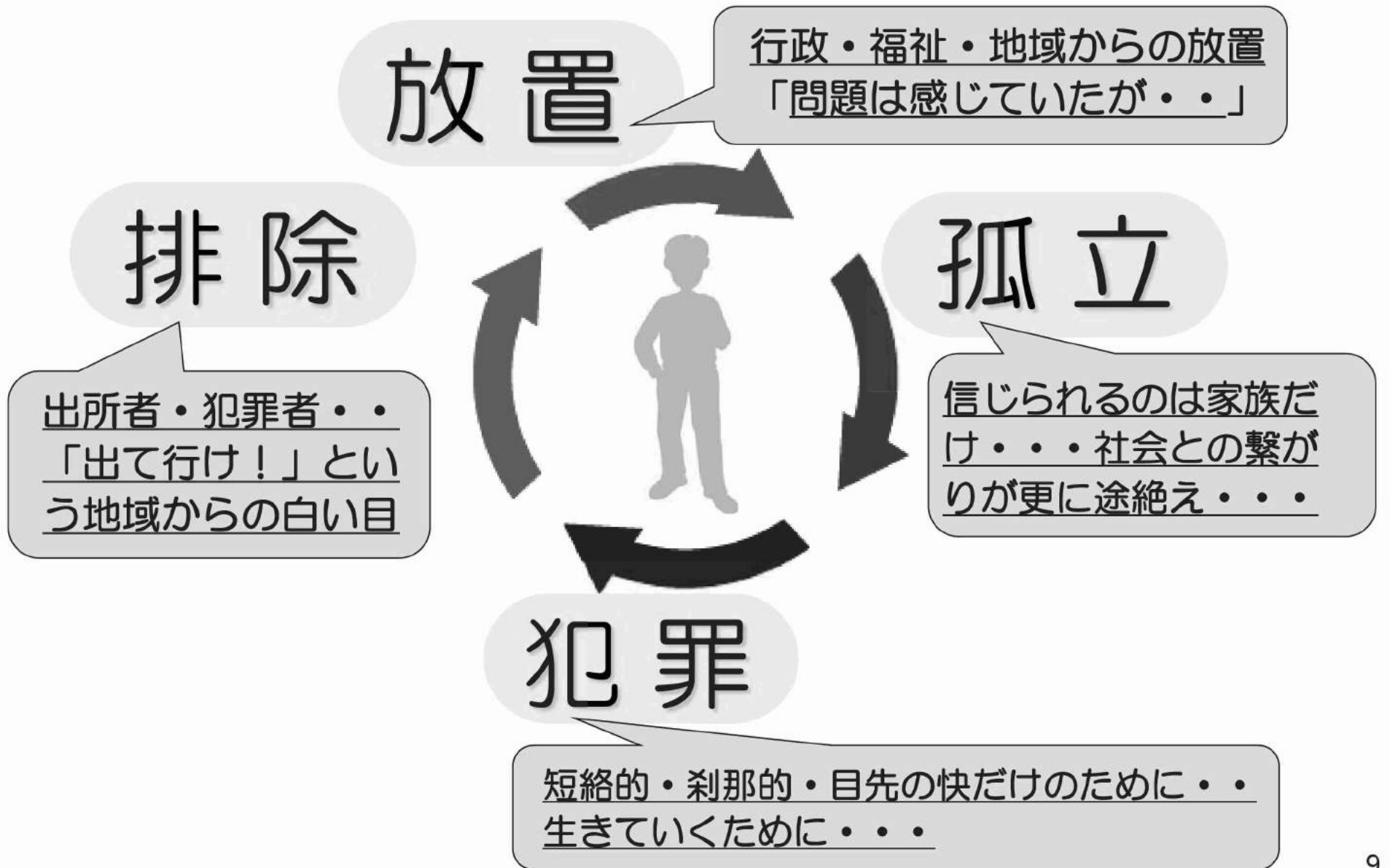
実践事例

被告人A氏（40代 / 男性 / 療育手帳B1知的障がい）



- 主な罪名：住居侵入・窃盗
- 受刑歴：1回
(前科前歴：3犯2回)

A氏（40代 / 男性）



司法と福祉の“狭間”に置き去りとなった社会的弱者



福祉的支援



微罪処分
不起訴
執行猶予
保護観察
実刑（刑罰）



持続可能性のある 地域で支える仕組み ～ 官民協働 ～



障がい者福祉) 『自立支援協議会の法定化』

○自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、自立支援協議会の法律上の位置付けが不明確。

○今回の障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため『法定化』。

※今回改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

【自立支援協議会を構成する関係者】



法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

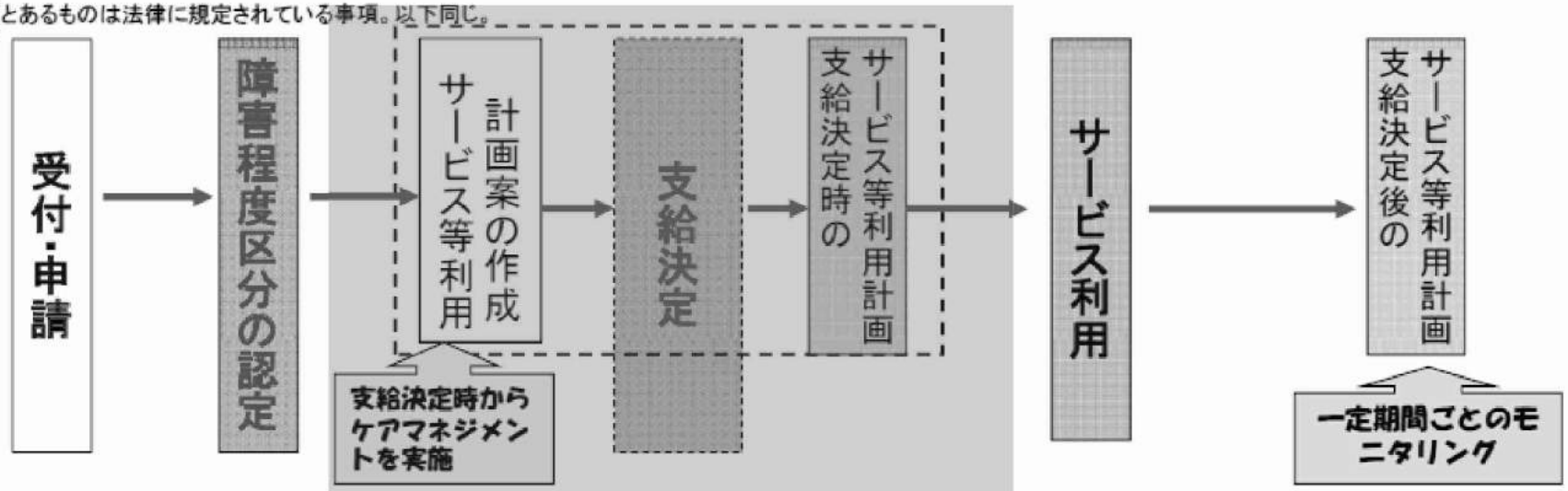
- * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出することもできる。
- * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について、市町村が指定する。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

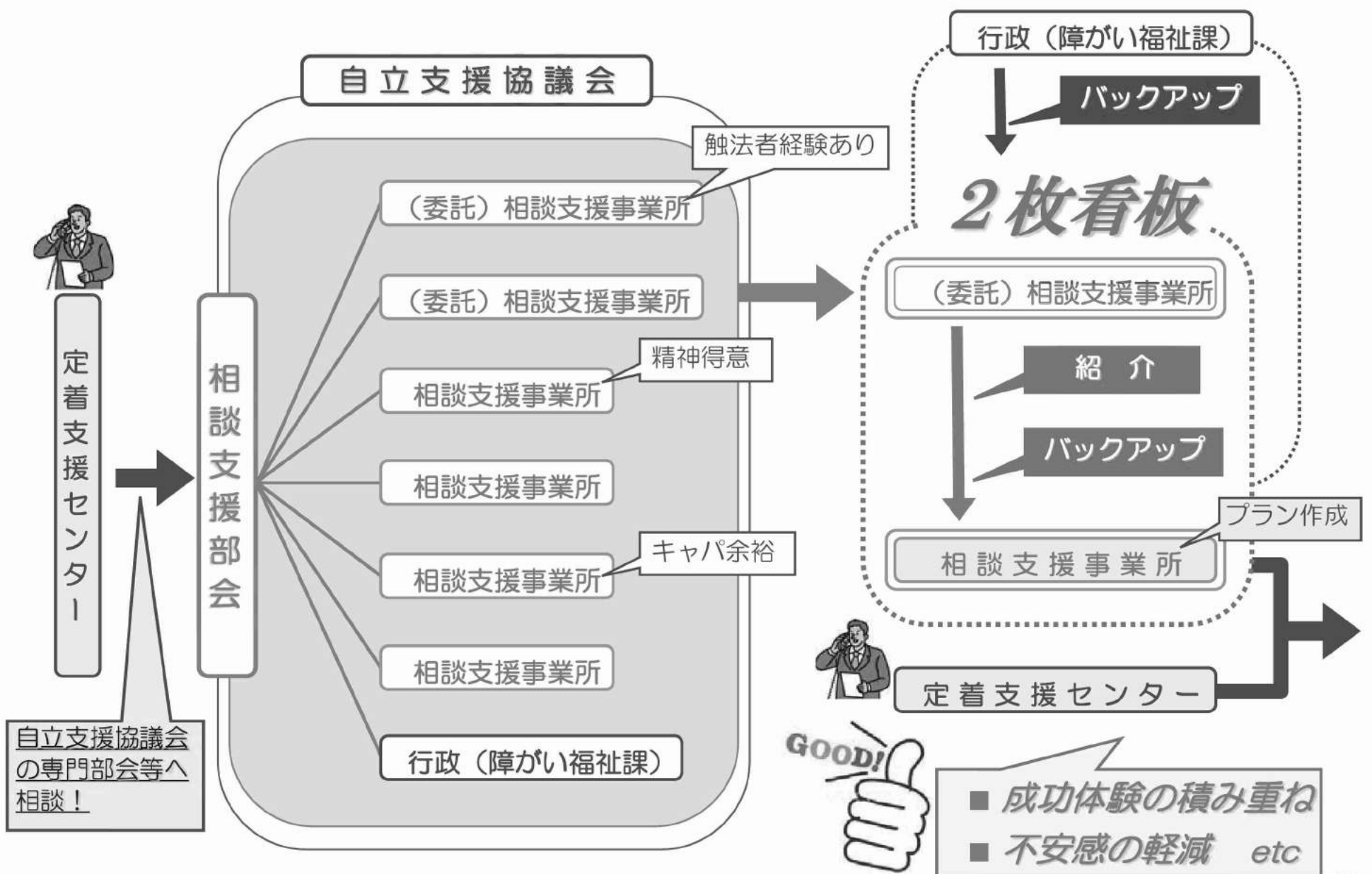
法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成することを想定)
- * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



定着支援センターと『自立支援協議会 専門部会 (相談支援事業所)』との連携 (イメージ)



受刑者の社会復帰模索

支援2団体 長崎刑務所を訪問

障害者と高齢者の自立支援に取り組む県内2団体が18日、諫早市小川町の長崎刑務所（佐藤眞琴所長）を訪ね、受刑者の社会復帰について意見交換した。

罪に問われた障害者・高齢者を支える「受け皿」の拡充を模索しようと、長崎

市自立支援協議会と県地域生活定着支援センターのメンバーら福祉・医療関係者17人が訪れた。

刑務所側は、受刑者の高齢化が進み8月末現在の平均年齢は48・6歳、最高齢は81歳と現状を紹介。入所回数の平均は4・8回で最多は20回という。「仕事がなければ再犯に結びつく」「円滑な社会復帰が」大変なのは障害者と高齢者と説明した。

福祉関係者は、受け入れ予定の施設側は、出所前の受刑者にどんな形で意思疎通できるかなどを質問。再犯を防ぐための支援のあり方について意見を交わした。（坂本文生）

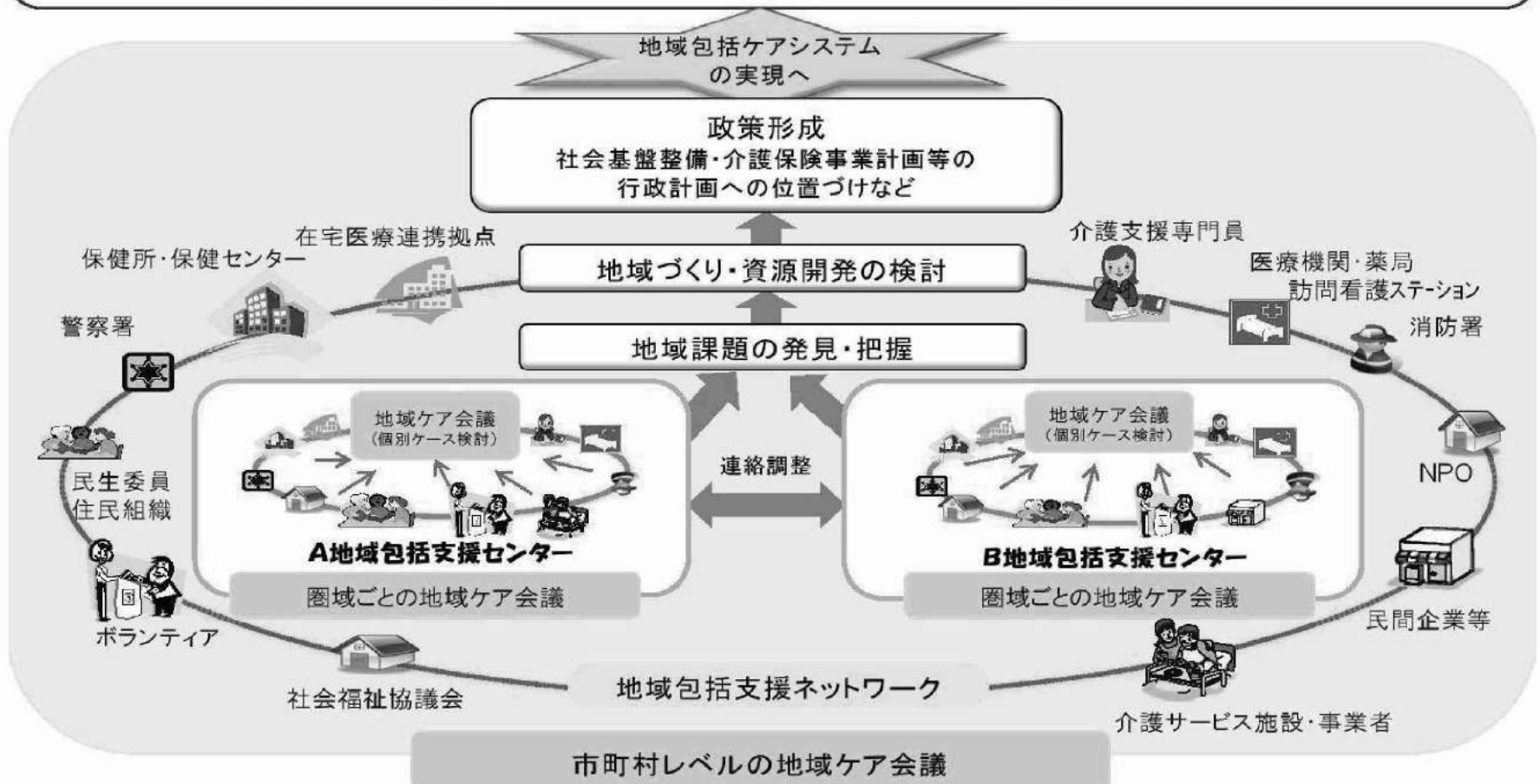
▲受刑者の社会復帰について意見交換する法務事務官（左）と参加者。諫早市、長崎刑務所

長崎新聞
H. 27. 9. 19掲載

高齢者福祉) 『地域ケア会議』

「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージ

- 地域包括支援センター（又は市町村）は、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。



地域再犯防止推進モデル事業

～ 官民協働（県&市）～



『地域再犯防止推進モデル事業の概要』

法務省資料

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要



※ 平成30年度政府予算案が成立し、示達されることを前提に実施するものです。

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。

■ 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められるが、モデルとなる事例はない。

■ 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を「地域再犯防止推進モデル事業」として実施。

長崎県で実施するテーマ

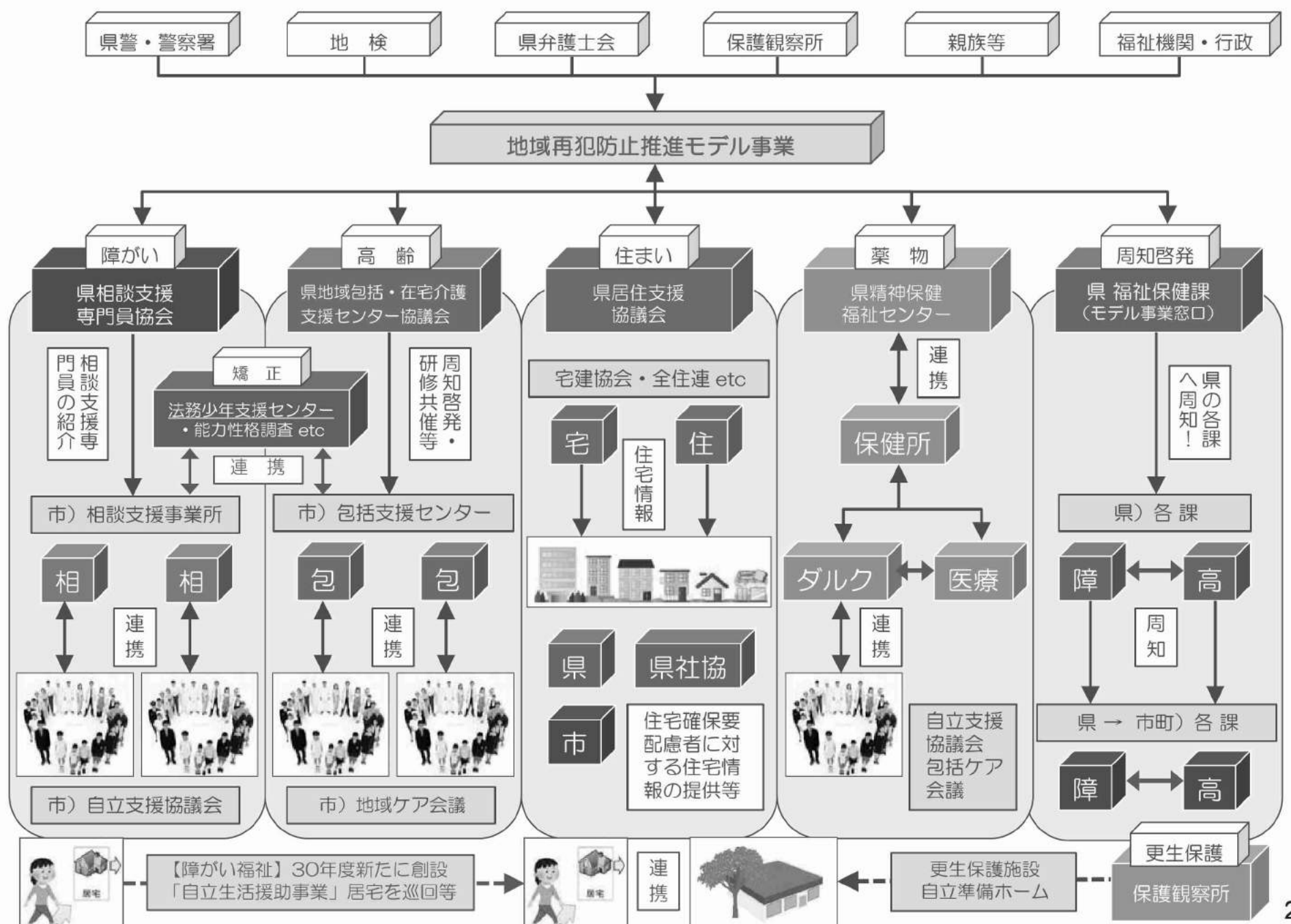
募集内容

応募に当たっては、以下のテーマのいずれかについて、地域の具体的な課題と想定される取組の内容を提案。（複数テーマの選択も可能）

〔テーマ〕

- 1 高齢・障害のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 2 薬物依存のある犯罪をした者等の再犯防止に関する取組
- 3 犯罪をした者等の継続的な就労の確保に関する取組
- 4 犯罪をした者等の居場所の確保に関する取組
- 5 その他犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組

「地域再犯防止推進モデル事業」3カ年後の『官民協働ネットワーク図（長崎版）』 H.30.7.10版：長崎定着作成



- 私が日々大切にしていること -

～ 関係性構築のPoint ～



関係性構築のPoint ～ 涙の数だけ強くなれるよ～♪～

■ 面接時や直接支援の際、留意していること

1. いかに心地良い“感情記憶”を残せるか ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～
 - ◆ 正しいことを伝えるよりも。心地良いその場の空気・雰囲気といった心地良い“感情記憶”をイメージしながら支援する。
 - ◆ 対象者に「どう言えば良いのだろうか」「どういう言葉が良いのだろうか」と考える呪縛から自分を解放し、心地良い“感情記憶”を残すことを最優先に！

★涙 (エピソード) : 「言いたくないなんて言えませんよ！」

2. ユマニチュードから学ぶコミュニケーション ～ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ～
 - ◆ イヴ・ジネスト氏によって開発された「見る (同じ視線)」 「話しかける (優しく前向きな言葉・繰り返し)」 「触れる (優しく触れる)」 「立つ」を基本とする認知症者の人格を大切にしたケア。
 - ◆ ユマニチュードの効果：治療を拒否していた人が素直に治療を受けるようになり、言葉を荒げていた人が「ありがとう」と言うようになった等の報告あり。
 - ◆ 感情記憶を狙ったユマニチュードとの併せ技1本！！
 - 別れ際の握手
 - 起立して挨拶 etc



3. 絶対に技術論には陥らない。

本質的な“人間関係＝その人のことを好きか、嫌いか”を大切にする

◆ ある学生の言葉：

「伊豆丸さんは500人の対象者と向き合ってきた経験とスキルがある。でも、私には経験もスキルもない・・・。」

「どうすれば“感情記憶”を意識した面接や声かけが出来るか分からない」

◆ 南雲明彦さんの言葉（ディスレクシア（読字障害）当事者）

★涙（エピソード）：「それをしてくれる人のことが好きか嫌いかだよ。好きな人だったらなんだったっていいよ」

「障害者のリアル×東大生のリアル」（ぶどう社） P.54

「障害者のリアルに迫る」東大ゼミ 著 野澤和弘 編者



4. “回数重ね”で勝負する ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

◆ 1回1回の支援の効果は見えなくても。回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援なのだ位置づける。

◆ いい時もそうでない時も。好かれていても嫌われていても。大切なのは回数を重ねるという覚悟！



5. “振り回される”ということ ~ by 松本喜代隆Dr (さんクリニック) ~

◆ 振り回されることは、一時的にしょうがないという認識に立つ。

◆ 振り回されない支援者になるなんて、届かない非現実的な目標。そうであれば振り回されることに強い支援者になることが現実的。

◆ ナースコールで呼ばれて行くよりも、呼ばれてなくても行くことの方が能動的。逆に来所やSOSを待っていると、振り回されやすい。

◆ 電話やメールは誤解のもとだ、と言う認識も重要。

実際に会えてなければ、入ってくる情報は誤った先入観に導く可能性大。



更生とは何か...

更生に何が必要なのか...



罪 名：住居侵入

受刑回数：5回

再犯期間：4ヶ月

(前犯出所時、他県定着関与)

B氏 (40代 / 男性 / 知的障がい)

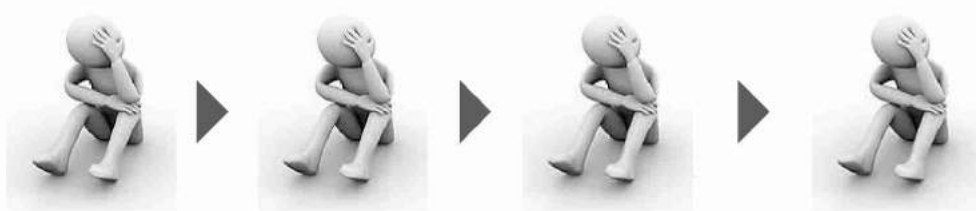
「お金もあった。

住む場所も仕事も福祉の支援もあった。

それなのに・・・

なぜ、住居侵入は繰り返されたのか？」

『犯罪行為』だけに囚われすぎない視点・支援の必要性



矯正施設



- 愛着関係や家庭環境の欠落/脆弱性
- 社会的繋がりへの剥奪や乏しさ
- いじめ・虐待・搾取・偽装・多重債務 etc
- そして、時に福祉は残酷・・・



『更生』とは何か・・・

■ マルナの言葉：「犯罪からの離脱について」

『スポーツの試合で。上手いかなくなって、
敗色濃厚ってことがある。
そんな時、負けている分を何とか追いつい
たって感じさ。』

犯罪からの離脱と 人生のやり直し

元犯罪者のナラティブから学ぶ

シャド・マルナ^著
津富 宏 / 河野莊子^{監訳}

Making Good

HOW EX-CONVICTS REFORM AND
REBUILD THEIR LIVES

©2020

■ マルナの言葉から分かったこと

犯罪からの離脱とは
「更生 (rehabilitation)」ではなく
『やり直し (Making Good)』

終わりに.....

出所後のストーリー






罪 名：常習累犯窃盗
受刑回数：15入
再犯期間：1カ月
刑 期：1年8月

C氏 (70代 / 男性 / 知的疑い)

33



罪 名：詐欺罪
受刑回数：4入
過去、最短の再犯期間：1日
刑 期：懲役1年6月

D氏 (40代 / 男性 / 知的・精神・身体障がい)

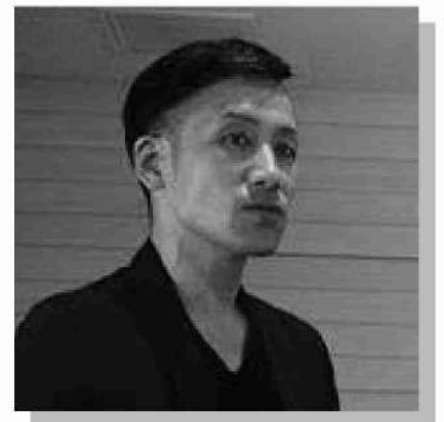
34

社会福祉法人 南高愛隣会

長崎県地域生活定着支援センター

所長 伊豆丸 剛史 (社会福祉士)

全国地域生活定着支援センター協議会 (全定協) 事務局長



住所：長崎県諫早市福田町357-1 (ブルースカイ2階)

TEL：0957-23-1332

Mail (直通)：t-izumaru@airinkai.or.jp

Facebook：伊豆丸剛史



■ 基礎情報 (主な参考資料)

1. 事業の成り立ち～現在までの取り組み・変遷を知る (1)

- ◆ 平成18～27年迄に南高愛隣会が実施した「調査研究・ガイドブック (厚生労働科学研究・社会福祉推進事業) 等の資料が「南高愛隣会HP」にすべて網羅。
- ◆ 検索方法：南高愛隣会HP → 右上「情報公開」→ 「調査研究一覧」

2. 事業化～現在までの取り組み・変遷を知る (2)

- ◆ 「全定協HP」に全定協で実施した「調査研究・提言」や「最新情報 (国内外)」が網羅。
- ◆ 検索方法：「全定協HP」→ 「調査・報告・提言」クリック！
： 「全定協HP」→ 「Qblog (画面右側)」クリック！

特別講演

「明石市における更生支援の取り組みについて

～やさしい社会を明石から～

いずみ 泉 ふう穂 氏（明石市長 社会福祉士 弁護士）

プロフィール

昭和38年8月 兵庫県明石市生まれ。

東京大学教育学部を卒業後、NHK ディレクターを経て、
弁護士に。

平成15年 衆議院議員に当選。

犯罪被害者等基本法の制定や介護保険法の改正に携わる。

平成19年 社会福祉士の資格を取得。

日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク委員会の
立ち上げに携わる。

播磨社会復帰促進センターの初代篤志面接委員として活
動。

平成23年5月 明石市長に就任。現在2期目。

明石市における 更生支援の取り組みについて

～やさしい社会を明石から～

いずみ 泉 ふさほ 房穂

明石市長・社会福祉士・弁護士

1

自己紹介

泉 房穂(いずみ ふさほ)

- 1963年 明石生まれ
- 社会福祉士
- 弁護士
- 元衆議院議員
超党派での議員立法制定に奔走
- 元NHKディレクター
- 2011年より明石市長(現在2期目)
- 柔道3段、手話検定2級、明石タコ検定初代達人



2

明石市の紹介



3

今日の講演の流れ



- 一 私と更生支援のかかわり
- 二 明石市における**更生支援のポイント**
- 三 取り組みの**三本柱**
- 四 **全国初の条例化**に向けて
- 五 更生支援に関連する**施策**
- 六 “**やさしい社会**”を明石から

4